

~~~~~  
論 説  
~~~~~

# ジョン王の生涯と大憲章

甲斐素直

## 目次

[はじめに].....	2
1 ジョンの受けた教育.....	4
(1) ヘンリ二世と子供達.....	4
(2) ジョンの幼少期.....	6
(3) 実務教育.....	8
2 ジョンの王位承継とフランス内乱.....	9
(1) アンジュー帝国の承継問題.....	9
(2) フランス内乱.....	12
3 ジョンの婚姻とフランス内乱.....	14
(1) ジョンの婚姻.....	14
(2) ミルボーの戦い.....	16
(3) フランス北部領の喪失.....	19
4 ジョンの行財政改革.....	22
(1) ジョンの置かれた状況.....	22
(2) ジョンの行政改革.....	23
A 行政機構の整備・発展.....	23
B 王璽の誕生.....	29
C 行政書類の整備.....	31
(3) ジョンの財政改革.....	34
5 ジョンと教皇.....	39
(1) 聖職叙任権闘争.....	39
(2) 全封土の教皇への献納.....	42
(3) ポワチエ侵攻とブーヴィーヌの戦い.....	44

6 ジョンと大憲章に始まるイングランド内乱……………	47
(1) 大憲章……………	47
(2) 内乱の勃発……………	52
(3) フランスの侵略……………	57
[終わりに]……………	59

### [はじめに]

イングランドのジョン王 (John, King of England) は、わが国では一般に、軍事的才能に乏しく、アンジュー家の大陸領土を失ったうえ、家臣に大憲章 (Magna Carta) を突きつけられ、飲まざるを得なかった暗愚な王と認識されているであろう。

しかし、大憲章とは何か、という研究の一環として、ジョンについて掘り下げて調べた結果、筆者は、そのような一般的認識は誤っているのではないかと考えるにいたった。暗愚どころか、彼は当時としてはずば抜けた知性の持ち主と評価するべきであろう。特に彼の行政実務家としての能力は高く、その影響は英国行政法に今日まで残っているほどである。軍事的能力も、その兄リチャード獅子心王 (Richard the Lionheart) と違って戦場における勝利が少ないので劣っているように見えるが、これも戦略的には寧ろ非凡な才能の持ち主と評価するべきであろう。これらの点について、逐次紹介していきたい。

彼の悲劇は、むしろ、その卓越した知性、近代的な合理的な思考能力にあった。わが国でいえば平安末期から鎌倉初期に相当する無知蒙昧な時代には、その合理性は、騎士道という大変歪んだ発想に凝り固まった人々の反発を買いがちであったのである。

本稿では、ジョンの生涯について、幼年時代も含めて大憲章にいたる過程、さらに大憲章制定前後の変遷を多角的に検証し、その実像に迫りたい。



## 1 ジョンの受けた教育

### (1) ヘンリ二世と子供達

ヘンリ二世 (Henry II) は、フランスのアンジュー伯ジョフルワ (Geoffrey V, Count of Anjou) とイングランドのノルマン王家の娘マティルダ (Empress Matilda) の子として生まれたことから、父からはアンジュー家の有するアンジュー、メーヌ (Maine)、トゥーレーヌ (Touraine)、母からはノルマン家の有するノルマンディ及びイングランド<sup>(1)</sup>を継承した。さらにアキテーヌ女公爵であるエレノア (Eleanor of Aquitaine) と婚姻し、その支配地域であるアキテーヌ公領、ガスコニュ (Gascoigne) 公領、ポワチエ (Poitiers、英語では Poitou) 伯領など、フランス全土の3分の1近くの地域における共同統治者となった。この結果、北はスコットランド国境から南はピレネー山脈にいたるアンジュー帝国を築き上げた。この時、彼は21歳であった。

それにも拘わらず、ヘンリ二世は、自らの支配する領域だけに満足せず、その後も積極的に外部への侵略を行った。その活動の結果、ブルターニュ (Bretagne、英語では Brittany) 公領、ウェイルズ (Wales)、アイルランド (Ireland) 及びスコットランド (Scotland) を臣従させた。

妻との間には5男3女に恵まれた。そのうち、最初に生まれたウィリアム (William、1153年生まれ) は夭折したが、残り7人はすべて無事に成人している。その生年を順次示すと次のとおりである。

(1) イングランドの王位は、いったんは母の従兄弟スティーヴン (Stephen of Blois) の手に落ちていたが、激しい内乱の末、ヘンリは1153年のウェストミンスター条約 (Treaty of Westminster) によりイングランド王位を継承することとなり、1154年のスティーヴンの死を待って、イングランド王に戴冠した。Austin Lane Poole "From Domesday Book to Magna Carta: 1087-1216 (Oxford History of England)" Oxford University Press (second edition) 1956年刊 (以下、同書は『Poole・Domesday Book』と略記する。) 164頁参照。

ヘンリ	(Henry the Young King)	1155年
マティルダ	(Matilda of England)	1156年
リチャード	(Richard the Lionheart)	1157年
ジェフリー	(Geoffrey of Brittany)	1158年
エレノア	(Eleanor of England)	1162年
ジョアン	(Joan of England)	1165年
ジョン	(John the Lackland)	1167年

男児について、その誕生年を見ると、上3人は生年がかなり近いのに対し、彼らと末弟ジョンの間には、間に女兒二人がいるためもあって、10歳もの大きな年齢の隔たりがあることに気がつく。ヘンリ二世は、上の3人の男児は、総て騎士として育てた。例えば長男ヘンリの傅役には、当時もっとも名高い騎士であったマーシャル (William Marshal) が付けられていた<sup>(2)</sup>。その結果、いずれの子も武勇が自慢の騎士に育つ。

フランス西部に属する地域で、唯一ヘンリ二世の支配に属していなかったブルターニュについては、ヘンリはたびたび侵略した末、ブルターニュ公コナン4世 (Conan IV, Duke of Brittany) の娘コンスタンス (Constance, Duchess of Brittany) と3男ジェフリーとの婚姻の約束を取り付けることで併合に成功した。1169年には、ブルターニュのバロン達は、ジェフリーに対して臣従礼 (Homage) を行うことを強制された<sup>(3)</sup>。

1169年1月に、ヘンリ二世はフランス王ルイ七世 (Louis VII) との間で、両国間で長く続いた紛争を解決するための手段として、モンミライユ条約 (Treaty of Montmirail) を締結する<sup>(4)</sup>。この条約は、ルイ七世の娘マーガレット (Margaret of France) をヘンリの長男のヘンリと結婚さ

(2) ヘンリ二世の年長の子達が騎士として教育を受けたことについては Stephen Church, "King John: England, Magna Carta and the Making of a Tyrant" Macmillan 2015年刊 (以下、同書は『Church・King John』と略記する。) 10頁参照。

(3) ブルターニュの併合過程については『Poole・Domesday Book』324頁以下参照。

(4) モンミライユ条約については、『Church・King John』8頁参照。

せ、また、その妹アリス (Alys of France) をヘンリの次男リチャードと結婚させることを約束するものであった。その代償として、ヘンリは、自らの領地をその息子達に分割することを約した。すなわち、ヘンリは父の領地であるイングランド、ノルマンディ及びアンジューを受け取ることにされ、リチャードは母の領地であるアキテーヌを受け取ることにされ、そして、ジェフリーは未来の妻の領地であるブルターニュを受け取ることにされた。この条約により、ルイ七世は、娘二人をヘンリ二世に差し出す代わりに、近い将来にアンジュー帝国が解体されることを期待出来ることとなったのである。

この条約に従い、1170年に、ヘンリ二世は、ヘンリをイングランドの共同統治者とした (そのため、彼は一般に「ヘンリ若王 (Henry the Young King)」と呼ばれる)。リチャードは、母エレノアの統治担当領域に属するポワチエ伯 (Count of Poitou) となった。ジェフリーは、前述のとおり、ブルターニュ公 (Duke of Brittany) とされた<sup>(5)</sup>。

## (2) ジョンの幼少期

ヘンリ二世の末子ジョンは、1167年12月24日、つまりクリスマスイブに生まれており、このモンミライユ条約締結時点では、やっと1歳を過ぎたばかりだったため、条約の対象には含まれなかった。そのため、どの領地も与えられることはなかった。そこで、ヘンリは、ジョンに欠地 (Lackland) と綽名を付けた。もっとも、ジョンが実際に欠地であった期間は短い。1177年5月のオックスフォードでの会議で、ジョンはアイルランド卿 (Lord of Ireland = アイルランド王に相当する。) に任じられ、関係するバロンからの臣従礼を受けたからである。ジョン10歳の時である<sup>(6)</sup>。

この経緯に明らかなおおり、ヘンリが息子たちに与えた領主の地位

(5) ジェフリーが正式にブルターニュ公となるのは、コナン四世が死去した1171年以降となる。『Poole・Domesday Book』325頁参照。

(6) ジョンがアイルランド卿になったことについては『Church・King John』13頁参照。

は形式的なものであって、息子達に統治の実権を与えるつもりはなかった。何しろ、条約締結の時点では、最年長のヘンリでさえ15歳に過ぎない。騎士道教育は受けていても、為政者となるべき何等の教育も受けていない10代の若者が、実際の統治を行うことができないのは自明と言える。

しかし、ヘンリ若王ら3人の息子達は、領地における実権が与えられないことに対して大いに不満を持った。そこで1173年に父に対して団結して反乱を起こす。母エレノアまでも、彼らの反乱に与した。しかし、無造作にヘンリに叩き潰されている<sup>(7)</sup>。ヘンリ若王は懲りずに再び1180年にも反乱を起こし、またもあっさりと撃破され、敗走する途中で病死した<sup>(8)</sup>。また、3男ジェフリーは、本来なら争うべき相手である、ルイ七世の子、フランス王フィリップ二世 (Philippe II) と親しみ、結局1186年に、彼を訪ねてパリにいる時に参加した馬上槍試合の事故で死ぬことになった<sup>(9)</sup>。

ヘンリ二世は、おそらく上3人の息子達が反乱に走った原因は、騎士道偏重の教育に問題があったと考えたのであろう、末子ジョンに関しては教育方針を一変させた。ジョンは子供時代を、具体的には1172年～77年は、フォントヴロー修道院 (Royal Abbey of Fontevraud) で過ごしている<sup>(10)</sup>。当時は教育機関がなかったため、子弟に高い教養を与えたいと親が考えれば、修道院に送るほかはなかったのである。例えばヘンリー一世 (ヘンリ二世の祖父) の妻マティルダ (Matilda of Scotland) は、スコットランド王の娘であるにも関わらず、その子供時代をイングランドの修道院で過ごしていたが、それも同じ理由からである<sup>(11)</sup>。なお、

(7) ヘンリ若王等が1173年の反乱に至る経緯については『Poole・Domesday Book』332頁以下参照。

(8) 1180年の反乱については『Poole・Domesday Book』341頁参照。

(9) ジェフリーの死については『Poole・Domesday Book』342頁参照。

(10) ジョンがフォントヴロー修道院で子供時代を過ごしたことは『Church・King John』10頁参照。

(11) マティルダは6歳の時に、教育を受けるためにイングランドのロム

このフォントヴロー修道院は、ヘンリ二世の妻エレノアが、その晩年を過ごし、そこで死去したところであり、またヘンリ二世自身もそこに葬られている。

### (3) 実務教育

ジョンは、修道院での生活を終えた後、しばらくの間は、父に従ってイングランドと大陸の間を行き来する生活となる<sup>(12)</sup>。父の行政を至近で見るそれは、当時としては最高の実務教育であったであろう。

しかし、父からの教育では身内の甘えが生じると考えられたのであろう、1179年、12歳の時から、宰相 (Justiciar) グランヴィル (Rannulf de Glanville) のグループに属してイングランドに留まり、国内各地を巡るようになる<sup>(13)</sup>。グランヴィルは父ヘンリのイングランド不在期間は、イングランドの全権を握る人物であり、イングランドで最初にコモンローに関する法律教科書を書いたと言われる人物であった<sup>(14)</sup>。したがって、彼の膝下で受ける実務教育は、兄リチャード等が受けた騎士

---

ジー修道院 (Romsey Abbey) に来ている。彼女の父マルコム王 (Malcolm III) は、1093年、イングランドに攻め込んだ際に戦死する。本来ならば、人質としてイングランド宮廷にいるマルコムの子ダンカン (Duncun II) が後を継ぐはずであるが、彼を差し置いて、マルコムの弟のドナルド (Donald III) が王位に就く。そのため、スコットランドは内乱状態になる。この時期に彼女は、ウィルトン修道院 (Wilton Abbey) に移動している (Lois L. Huneycutt “Matilda of Scotland: A Study in Medieval Queenship”, Boydell Press 2003年刊25頁)。

(12) ジョンが父親の王宮と行動を共にしたことは『Church・King John』14頁参照。

(13) ジョンがグランヴィルの指導下で活動したことは『Church・King John』14頁参照。

(14) グランヴィルが著したと言われるのが、イングランド最古の法律教科書といわれる『イングランド王国の法と慣習についての著作 (Tractatus de legibus et consuetudinibus regni Anglie qui Glanvilla vocatur)』である。この書は著者名から単に『Glanville』と呼ばれる。その詳しい内容については Frederic William Maitland 『The Constitutional History of England: A Course of Lectures Delivered』 Cambridge University Press, 1919年刊 (以下『Maitland・Constitutional History』と略記する。) 13頁参照。

道教育とはまったく異なる、行政官としての素養をジョンに与えることになったはずである。また、グランヴィルは、軍人としても優れており、前述の1173年の大反乱の際には、それに便乗してイングランド北部に攻め込んだスコットランド王ウィリアム獅子王 (William the Lion) を、アニックの戦い (Battle of Alnwick) で撃破し、捕虜にしているほどの人物である。したがって、ジョンが彼から受ける軍事教育も優れたものであったろう<sup>(15)</sup>。

つまり、ジョンは、それまでの歴代のイングランドの王のような、無学で騎士としての教育だけしか受けていない王たちとはまったく異なる、高い教養と行政および軍略の専門家としての能力を持つ、新しいタイプの王として教育されたのである。

## 2 ジョンの王位承継とフランス内乱

### (1) アンジュー帝国の承継問題

ヘンリ二世の後を継いだリチャード獅子心王が1199年4月6日に戦傷が元で死亡した時点で、彼と王妃ベレンガリア (Berengaria of Navarre) の間には一人の子供もいなかった。この当時、ノルマン人における継承の順位は確立していなかったが、基本的に長子相続制 (Primogeniture) であった。

それに従うならば、リチャードの死の時点での、アンジュー帝国継承の第一順位者は、三男ジェフリーの遺子ブルターニュ公アルチュール (Arthur of Brittany) ということになる<sup>(16)</sup>。実際、リチャード自身も

(15) ヘンリの業績の一つとしてあげたスコットランドの臣従は、グランヴィルの勝利の結果発生している。すなわち、グランヴィルによって捕虜となったウィリアム獅子王に対して、ヘンリは大変屈從的なファレーズ条約 (Treaty of Falaise) を押し付けることに成功したのである (『Poole・Domesday Book』227頁参照)。

(16) アルチュールは、リチャードの弟ジェフリー (Geoffrey of Brittany) とブルターニュ女公コンスタンス (Constance of Brittany) の子として

1190年にはアルチュールを後継者として指名していた<sup>(17)</sup>。

また、ノルマン法では女性の相続権も限定的にはあるが認めていたから、アルチュールの姉エレノア (Eleanor, Fair Maid of Brittany) も承継候補者となる。同様の理由で、リチャードやジェフリーの妹でジョンの姉であるエレノアは、カスティラ国王アルフォンソ八世 (Alfonso VIII of Castile) に嫁いでいたが、やはり継承権を有する。したがって、その娘であるブランシュ (Blanche de Castille) にも継承権が伝わっている。

彼らに対して、末弟であるジョンは、したがって相対的に不利な立場になる。しかし、リチャードは、死の直前にその周辺にいた彼に従う総ての者を集め、ジョンを彼の承継人に指名し、彼に対する忠誠を誓わせた。さらにフォントヴロー修道院にいた母エレノアに手紙を書いて呼び寄せ、後事を託した<sup>(18)</sup>。

このように、リチャードがその考えを変更した大きな理由は、アルチュールが、リチャードが十字軍のため不在の間に、反アンジュー的人物に成長していたことが大きい、と考えられる<sup>(19)</sup>。1196年に、リ

1187年に生まれている。父ジェフリーは1186年に死去しているため、彼は父の顔は知らない子である。J. A. Everard, "Brittany and the Angevins: Province and Empire 1158-1203" Cambridge University Press, 2000年刊 (以下、同書は『Everard・Brittany』と略記する。) 149頁以下参照。

(17) リチャードは、シチリア王タンクレディ (Tancredi) と1190年に締結した条約で、アルチュールとタンクレディの娘を婚姻させ、自分が子無くして死んだ場合には、アルチュールに自分の帝国を承継させると定めていた。Kate Norgate, "England Under the Angevin Kings, Vol. 2" Macmillan and Company, 1887年刊 (以下、同書は『Norgate・Angevin Kings』と略記する。) 295頁参照。ただし、神聖ローマ帝国皇帝ハインリッヒ6世が1194年にシチリア王国を滅ぼしているため、その時点で条約は失効し、アルチュールの婚約は消えている。

(18) リチャードが死亡時にジョンを後継者に指名したことについては、『Norgate・Angevin Kings』385頁参照。

(19) アルチュールの母コンスタンスは、夫ジェフリーの死とともに、1186年以降、ブルターニュの支配者となった。正確に言えば、彼女は、息子アルチュールの摂政として支配した。コンスタンスは、アンジュー家の侵略

チャードは9歳になろうとしているアルチュールを、自らの管理下に置こうとした。彼の母コンスタンスがそれに抵抗したので、リチャードは、彼女を召喚し、ノルマンディのサン・ジャム (Saint-James) で投獄した<sup>(20)</sup>。そこでアルチュールは、フィリップ二世を頼り、その助けを借りてリチャードの領国を攻撃した。それに対し、リチャードがブルターニュに侵攻するという負の連鎖が発生している<sup>(21)</sup>。このように、アルチュールが完全にフランス側に立っているため、アルチュールにアンジュー帝国の承継権を認めれば、アンジュー帝国の独立をフィリップに売り渡しかねないと危惧されたのであろう。

リチャードの死後、イングランドやノルマンディのノルマン人達はリチャードの遺志を尊重し、ジョンを歓迎し、忠誠を誓った。これに応えて、ジョンも王位を継承するべく、積極的な活動を行った。先ず、リチャードの葬儀の3日後、1199年4月14日にジョンはノルマンディの宝蔵庫があったシノン城に行き、そこを押さえている<sup>(22)</sup>。ついでルーアンに行き、4月25日、ノルマンディ公に即位する。ついで、イングランドに渡って、キリスト昇天祭の日 (Ascension Day = 1199年の場合には5月27日)、ウェストミンスター寺院でカンタベリ大司教ウォルター (Hubert Walter) の司祭の下に、イングランド王に即位した。翌日、バロン達から臣従礼を受けた<sup>(23)</sup>。

---

からブルターニュの独立を守るべく奮闘した女性であるので、当然、その子のアルチュールも、反アンジュー帝国思想を持って育てられたと見られる。なお、アルチュールはリチャードの死の時点で12歳である。『Everard・Brittany』159頁以下参照。

(20) コンスタンスの投獄については、『Everard・Brittany』159頁以下参照。

(21) アルチュールがフィリップの助けを借りてリチャードと抗争状態になった事については『Everard・Brittany』161頁参照。

(22) ジョンがまずノルマンディの宝蔵庫を押さえたことは『Norgate・Angevin Kings』388頁参照。

(23) ジョンのノルマンディ公及びイングランド王への即位は『Poole・Domesday Book』378頁参照。

## (2) フランス内乱

ジョンが6月20日に大陸に戻ると、そこでの状況は悪化していた。アキテーヌは、従来どおり母エレノアに忠誠を捧げ、そのエレノアはジョンを支持していたので問題は無かった。しかし、アンジュー家の本拠地であるアンジュー、メーヌ及びトゥーレーヌのバロン達は、リチャードの死の床でジョンへの忠誠を誓ったにも拘わらず、ジョンの兄ジェフリーの遺児アルチュールの継承順位の方が高いとして、彼に忠誠を誓うことにしたのである<sup>(24)</sup>。この結果、アンジュー帝国は、イングランド、ノルマンディ、そして母を通じてポワチエやアキテーヌを押さえているジョンと、アンジュー、メーヌ及びトゥーレーヌを押さえているアルチュールの二つに分裂したのである。

この期を捉えて、フランス王フィリップ二世は、ジョンがフィリップの許可を受けることなく、ノルマンディ公を継承したと非難し、フィリップ自身が軍を率いて9月にノルマンディのエヴルー (Évreux) に侵攻した。アルチュール自身も軍を率いてノルマンディに侵攻し、母コンスタンスの救出に成功する。アルチュール軍は更に進んでル・マン (Le Mans) を攻略し、ジョンはその陥落前夜に辛うじて身一つで脱出に成功する有様であった<sup>(25)</sup>。

コンスタンスは、息子の利益を確保する為に素早く行動した。すなわち、アルチュールの摂政として、フィリップにトゥール (Tours) で忠誠を誓い、フィリップはそれに応じてアルチュールを主君と認めた城塞や都市に守備隊を配置した<sup>(26)</sup>。そして、アルチュール本人については君主としての後見権に基づき、パリに召喚した。これにより、フ

(24) ノルマンディ以外の大陸領土における忠誠の対象については『Poole・Domesday Book』378頁参照。『Norgate・Angevin Kings』389頁によると、アンジュー等のバロンは会議を開き、その地の相続法によればアルチュールが正統な承継者であると議決した。

(25) コンスタンスの救出は、『Norgate・Angevin Kings』389頁参照。

(26) コンスタンスが摂政として行った臣従礼については、『Norgate・Angevin Kings』390頁参照。

ランスは激しい内乱状態に陥った。

この時代の普通の王や貴族であれば、眼の前の敵を撃破する戦術を展開するのに全力を挙げるであろう。しかし、ジョンはこの事態に戦略的な対応をした。

まず、フランス王の領地を挟んだ反対側に位置するフランドル伯ボードワン九世 (Baldwin IX)、ブーローニュ伯ルノー (Reginald of Boulogne) それにドイツ王オットー四世と同盟を結んだのである<sup>(27)</sup>。

最後のオットー四世との同盟には特殊な事情がある。この当時、ドイツでは国王が二人存在するという異常事態が発生していた。すなわち、1197年にバルバロッサ (Barbarossa = イタリア語で「赤ひげ」の意) の綽名で知られる皇帝フリードリヒ一世 (Friedrich I) の子、皇帝ハインリッヒ六世 (Heinrich VI) が死去したのを受けて、1198年3月、同じくバルバロッサの子、シュヴァーベン公フィリップ (Philipp von Schwaben) がミュールハウゼン (Mühlhausen) で国王に選出された。しかし、反対派は選挙方法が異常だとしてこれを否認し、改めてザクセン公ハインリヒ獅子王 (Heinrich der Löwe) の息子で、リチャード一世やジョンにとっては甥にあたるブラウンシュヴァイク公オットー (Otto von Braunschweig) を1198年7月に国王に選出した。対立する二人のドイツ王の中で、相対的に立場の弱いオットーは、ジョンの支援を期待して、フランスと戦うことを約束したのである<sup>(28)</sup>。

そしてジョン自らは、リチャードが対フィリップ用に築いたガイヤール城 (Château Gaillard) などをしっかりと守る間に、こうした同盟者がフィリップ軍を背後から脅かすことで、戦局をひっくり返したのである。

(27) ジョンのフランドルやドイツとの同盟戦略については『Norgate・Angevin Kings』394頁参照。

(28) ジョンの長姉マティルダ (Matilda of England) は、ザクセンのハインリッヒ獅子王 (Heinrich der Löwe) に嫁いでいたが、オットーはその三男である。山田欣吾他編『ドイツ史1』山川出版社2007年刊 (同書については、以下『山田・ドイツ史』と略記する。) 252頁以下参照。

また、この時期に、フィリップは個人的に大きな過ちを犯した。デンマーク王の娘インゲボルク (Ingeburge de Danemark) と1193年に正式に結婚式を挙行していながら、何故かその翌日に心変わりし、系図を偽造して近親婚だとして結婚の無効を主張したのである。ローマ教会は、当然これを認めず、1200年1月、フランスに対して聖務禁止 (Interdict) が宣言された<sup>(29)</sup>。これは教会におけるミサから始まって、結婚式や葬式に至る一切の聖務を禁止する命令で、民衆に多大な影響を与えることになる。

こうして本格的な戦闘を行うことなく、ジョンはフィリップに勝利した。その結果、1200年5月22日にセーヌ川中流域の島ル・ゲーレで、ジョンとフィリップの間で和約が締結された (Treaty of Le Goulet)。この和約で、フィリップはジョンをリチャード獅子心王の相続人として正式に認め、リチャードの総ての領地の承継を基本的に承認し、したがってアルチュールに対する支援を正式に放棄した。他方、ジョンは、フィリップに対して臣従礼をとることとなった。そして、相続上納金として2万マルクを納付することとされた。領地としては、フィリップは、それまでに占領していたノルマン領ヴェクサンやエヴルーなどを得ることはできたが、ほぼ全面的にジョンの戦略の勝利と言って良い<sup>(30)</sup>。

### 3 ジョンの婚姻とフランス内乱

#### (1) ジョンの婚姻

ジョンの最初の婚約は、1173年、彼がわずか6歳だった時に、サヴォ

(29) フランスが教皇庁から聖務禁止をされたことについては『Poole・Domesday Book』379頁参照。

(30) ル・ゲーレ条約の内容については『Poole・Domesday Book』279頁参照。なお、フィリップは同時に別の条約でフランドル伯などに対しても大幅な領土の割譲を認めた。

イ公ハンバート三世 (Humbert III of Savoy) の娘アリス (Alice of Savoy) とのものであった。しかし、この婚約は1年後の1174年にアリスが死去したため、結婚には至っていない。

1176年、ジョンが9歳の時に、ヘンリ二世は、今度はグロスター伯ウィリアムの娘と婚約させている<sup>(31)</sup>。それがグロスター女伯イサベラ (Isabella, Countess of Gloucester) で、1189年のリチャードの戴冠の際に同時に結婚式が挙げられ、ジョンの最初の妻となる<sup>(32)</sup>。しかし、彼女はヘンリ一世の庶子であるグロスター伯ロバートの孫 (つまり、ジョンとは又従兄妹) であるため、近親婚に該当するとして問題となった。これに対し、教皇クレメンス3世 (Clement III) は、婚姻自体は有効としたが、両者間の性交渉を禁じる決定を下した<sup>(33)</sup>。

しかし、それでは嫡出子の出生は絶対に望めないで、王となったジョンとしては大変困ることになる。そこで、教皇庁に働きかけた結果、戴冠式の後に、教皇インノケンティウス3世 (Innocentius III) により、その婚姻無効が宣言される<sup>(34)</sup>。この結果、ジョンは新たな婚姻が可能となった。

ジョンは前婚が無効となった1年後、1200年8月24日にイサベラ (Isabella of Angoulême) とボルドーで、結婚式を挙げた。イサベラは1188年生まれであるので、この時12歳くらいである。しかし、既に美しい女性であったらしい。他方、ジョンは1166年末に生まれたから33

(31) ジョンとグロスターのイサベラとの婚約については『Church・King John』1161頁参照。なお、この女性の名は、イサベラの外、Avisa、Aviceとも表記される。

(32) ジョンとグロスターのイサベラの結婚についてはAgnes Strickland, "Lives of the Queens of England from the Norman Conquest" Cambridge University Press 2010年刊 (以下同書は『Strickland・Queens of England』と略記する。) 45頁参照。

(33) ジョンとグロスターのイサベラの結婚について、性交渉が禁じられた事については『Strickland・Queens of England』45頁参照。

(34) ジョンとグロスターのイサベラとの婚姻無効については『Strickland・Queens of England』45頁参照。

歳である。ジョンは彼女に一目惚れした。イサベラもジョンと結婚することに前向きであったし、その父アングレーム伯は、アキテーヌ公ジョンに臣従礼を執っていたから、その点では、この結婚に問題はなかった<sup>(35)</sup>。

ジョンは、花嫁をイングランドに連れ帰り、ウェストミンスターで開催された国民集会に掛け、その承認を得た<sup>(36)</sup>。その結果、イサベラは、10月8日にカンタベリ大司教ウォルター (Hubert Walter) の司祭により王妃に戴冠した<sup>(37)</sup>。

夫婦関係は極めて良好で、ジョンが死去するまでの約15年の間に、1207年に生まれた長男ヘンリを筆頭に2男3女に恵まれ、いずれも成人するまで育てている。

## (2) ミルボーの戦い

この結婚がもたらした問題は、イサベラに、この結婚以前に、既にマルシュ伯 (Count of La Marche) ユーグ・ド・リュニジャン九世 (Hugues IX, comte de Lusignan) という許婚がいたということである。彼は許婚を奪われたことを怒って、ジョンに決闘を申し込んだ。しかし、ジョンはその決闘には応じるが、代理人 (Champion) を立てると言ったので、断念せざるを得なかった<sup>(38)</sup>。ジョンはポワチエ伯であり、した

(35) ジョンとアングレームのイサベラとの結婚については『Strickland・Queens of England』46頁参照。ちなみにシェークスピア『ロミオとジュリエット』のジュリエットが13歳であることに見られるように、12歳の結婚は当時としては不自然ではない。

(36) 『Strickland・Queens of England』47頁によると、ロンドン塔に保管されている認可状 (Charter) に“that Isabella of Angoulême was crowned queen by common consent of the barons, cleagy, and people of England”と記載されたという。

(37) アングレームのイサベラの戴冠については『Strickland・Queens of England』47頁参照。

(38) ユーグがジョンに決闘を申し入れたことについては『Strickland・Queens of England』45頁参照。当時の慣習では、女性や王は、決闘にあたり代理人を立てることが認められていた。

がって、リュニジャン一族の主君でもあるので、ジョンの言葉に直接に異議を唱えることは出来なかったのである。そこで、1200年10月、ユーグは、フランス王フィリップに訴えて出る<sup>(39)</sup>。

フィリップは、すぐには動かなかった。先に述べた聖務禁止処分の為に動けなかったというのが正しい。そこで、彼はまずインゲボルクを自分の宮廷に呼び寄せることで、1200年9月に聖務禁止の解除を得る。さらに、1202年、教皇イノケンティウス三世の呼びかけにより、第4回十字軍が出発する。この十字軍に、先のフィリップとの戦いで、ジョンの重要な味方であったフランドル伯やブーローニュ伯がこぞって参加してしまった<sup>(40)</sup>。この結果、前回の内乱時には有効であった、背後からフィリップを脅かすという戦略が不可能になった。なお、この十字軍は、途中で目的地を聖地エルサレムからコンスタンティノープルに変更し、東ローマ帝国を滅ぼし、その地にラテン帝国 (Imperium Romaniae) を建国する。そして、その初代皇帝にフランドル伯ボードワンのが就任するのである。

このように周囲の情勢が整うのを待って、1202年、フィリップ王は、ユーグ・ド・リュニジャンの訴えを取上げ、ジョンをパリに喚問した。ジョンがそれを拒否すると、フィリップの法廷は、1202年4月28日、アキテーヌばかりではなく、ジョンの、全領地没収を宣言する<sup>(41)</sup>。この結果、ジョンはノルマンディと同時にアキテーヌも防衛する必要性に迫られるという、不利な立場に置かれた。

フィリップは、アルチュールを対ジョン攻撃の兵器とするべく、ま

(39) リュニジャン一族が反乱を起こし、フィリップに訴えたことについては Frank Barlow “The Feudal Kingdom of England, 1042-1216” (Fourth Edition) Longman Inc.1988年刊 (以下、同書は『Barlow・Feudal Kingdom』と略記する。) 368頁参照。

(40) フランドル伯等が第4回十字軍に参加したことは『Barlow・Feudal Kingdom』410頁参照。

(41) フィリップがジョンの全領地没収を宣言したことは『Barlow・Feudal Kingdom』369頁参照。

ず1202年4月に娘マリー (Marie of France) を彼に嫁がせることを約し、同年6月に彼に騎士爵を授け (日本の元服に当たる)、ブルターニュ、メーヌ、アンジュー及びアキテーヌの君主として、フィリップに臣従礼を行わせた<sup>(42)</sup>。なお、ノルマンディとトゥーレーヌについてはアルチュールの領地とせず、王領とした<sup>(43)</sup>。

その上で、フィリップはノルマンディに攻め込んでジョンの目を引きつけた。その間に、アルチュールはリュニジャン一族と呼応して祖母エレノアを誘拐しようと、7月末に彼女の滞在するミルボー城 (Chateau Mirebeau) を急襲した。アルチュール軍は、ミルボーの町を抵抗なく占拠し、城を包囲した。それに対し、エレノアは城を堅く守る一方で、ルマンにいるジョンに対して救援を求める使者を送った。ジョンはその知らせを7月30日に受け取る。現場における軍事指揮官として、この際のジョンの果敢振りは素晴らしかった。彼は直ちに、傭兵隊等を率いて90マイル (約160km) もの距離を一気に南下したのである<sup>(44)</sup>。

その時、ミルボーの町は次の様な状況だった。

「7月31日月曜日の夕方、攻撃は一時停止された。町のすべての門を塞ぐために土製のバリケードが設置されていたが、まもなくアルチュール軍に加わるべく、到着することが予定されていたブルターニュ人の部隊と補給物資を受け取るために一つだけは開いたままになっていた。その夜は暖かく、星明かりと輝く月に明るく照らされていた。『多くの実績のある騎士や下士官を信頼している』

(42) アルチュールがフィリップに臣従礼をしたことは『Barlow・Feudal Kingdom』369頁参照。

(43) フィリップが、ノルマンディ等は王領としたことは『Barlow・Feudal Kingdom』369頁参照。

(44) ミルボーの戦いの詳細は David Balfour, “Triumph and disaster: King John’s victory at Mirebeau, 1 August 1202” ‘Medieval Warfare Vol. 1’ Karwansaray BV, 2011年刊 (この論文は、以下『Balfour・Victory at Mirebeau』と略記する。) 12頁以下参照。

アルチュール軍の兵士の多くは、晴れた夜を利用して鎧を脇に脱ぎ、町の通りで眠っていた。」<sup>(45)</sup>

恐らくは明るい月光に助けられて夜を徹して馬を走らせたジョンの軍勢は、8月1日の早朝に、ミルボーの唯一開いていた門から町の中に雪崩れ込んだ。夜が明けたときには、既に戦いは終わっていた(Battle of Mirebeau)。自分たちで設置したバリケードのおかげで、アルチュール軍には誰一人として、生きて町を脱出した者はいなかった。この結果、アルチュール本人ばかりかりユニジャン一族の多くなど、200人もの反乱の騎士がジョンの捕虜となった。

その結果、フィリップの侵攻軍も、その南からの攻撃の恐れが高まり、撤退せざるを得なくなり、この動乱は終わった<sup>(46)</sup>。

### (3) フランス北部領の喪失

この勝利の後、ジョンの運命は特段の敗北もないのに暗転する。

この当時の戦争では、敗れて捕虜になった者は、騎士道精神に則り、身代金が支払われるまでかなりの自由が認められるのが普通であった。しかし、ジョンは、幼児期について述べたとおり、いわゆる騎士道教育を受けていない。その結果、上位の者についても厳重に監禁した。重要度の低い下位の捕虜の場合には、その扱いはかなり劣悪であった。イングランド南部のコーフ城(Corfe Castle)に収監されていた25人の、比較的下位の捕虜は——ジョンの指示によるものかどうかは不明であるが——大変扱いが悪かったので、脱獄を図ったが失敗した。その結果、彼らの収容条件はさらに悪化した。これに対して、彼らはハンガーストライキを行い、22人が餓死するという事態になる<sup>(47)</sup>。

(45) ミルボーの戦いは、『Balfour・Victory at Mirebeau』12頁より引用。文中の『』の部分は“Chronicon Anglium”274頁よりの引用という。これは、イングランドのRalph of Coggeshallという僧侶の残した年代記である。

(46) フィリップ侵攻軍の撤退については『Poole・Domesday Book』382頁参照。

(47) 捕虜の収容状況の劣悪さと、その結果、22人が食を断って死亡したこ

さらに問題が起こる。幽閉中のアルチュールが、なぜか死亡したのである<sup>(48)</sup>。ジョンが泥酔したあげく、アルチュールを絞め殺してセーヌ川に投げ込んだ<sup>(49)</sup>等の噂が（おそらくは故意に）流れた。

真実が何であるかは不明であるが、重要なことは、アンジューの貴族は、元々アルチュールを支持していたことに加えて、この捕虜の虐待のために、ジョンが甥を殺害したと信じる下地が存在していたということである。この結果、1202年後半までの間に、その地域でのフランス人家臣のジョンに対する支持が急速に崩壊した。それに当たっては、アンジュー等の州長官（Seneschal）をジョンの下で務め、ミルボーの戦いでは重要な助力者であったロッシュ（William des Roches）が、捕虜の監護権を彼に引き渡すようジョンに懇願し、それを拒絶されると、多くのノルマンディ貴族とともに忠誠の対象をフランス王に換えてしまったことの影響が大きい<sup>(50)</sup>。

さらに、その噂を受けて、フィリップは宗主権を行使して、ジョンを再び法廷に召喚した。ジョンは当然応じない。その不服従に対して、フィリップの裁判所は、今度は大陸領ばかりでなく、イングランドまでも没収するという判決を下した<sup>(51)</sup>。この判決は、1216年のフランス王太子ルイ（後のルイ八世）のイングランド侵攻の法的な今一つの根拠

とについては『Balfour・Victory at Mirebeau』14頁参照。

(48) アルチュールの死因は不明である。詳しくは『Everard・Brittany』175頁参照。なお、アルチュールの姉エレノアも同時に捕らえられ、ブリストルの城に幽閉され、30年後にそこで死去した。ただし、一日当たり1マルクの維持費が支給されていたと言うから、待遇は悪くなかったようである（『Poole・Domesday Book』382頁注4参照）。

(49) ジョンが酔ってアルチュールを殺害したという噂については、『Balfour・Victory at Mirebeau』によると、Henry Luard, “Annales monastic” 1巻27頁にあるという。これは12世紀の僧侶である Richard of Devizes が表した “Annales de Wintonia” を19世紀に編集したものである。

(50) ジョンからロッシュ等の貴族が離れてしまったことは『Balfour・Victory at Mirebeau』15頁参照。

(51) ジョンに対する2度目の判決については『Poole・Domesday Book』382頁

となる<sup>(52)</sup>。

この噂と判決の結果、ジョンから人心がさらに離れる。まずアルチュールの本拠地と言うべきブルターニュで反乱が起きる。1203年春には、メーヌとアンジューは、ジョンのコントロールから離れてしまう。ノルマンディ在地領主は、フィリップを迎えると次々とこれに帰順した。1204年3月には、救援のしようも無いままに、半年近くフィリップの攻撃に耐えてきた、難攻不落と謳われた要塞ガイヤール城が遂に陥落する<sup>(53)</sup>。こうして、ノルマンディがまず、これという大きな戦いもないのに、ジョンの手から失われた。わずかにチャンネル諸島(Channel Islands)だけが、ノルマンディの中でイングランドの手に残った<sup>(54)</sup>。さらに翌1205年にはアンジューが、1206年にはブルターニュが、それぞれフィリップ王に臣従することになる<sup>(55)</sup>。

この結果、ジョンは、ミルボアの勝利後は、これという大きな敗戦もないままに、北部フランス領を失った。ただ、フランス南西部に位置し、母エレノアの領地であったアキテーヌ領は、従来どおりジョンの支配下に残った<sup>(56)</sup>。これによりジョンのアンジュー帝国は、大きく南北に分断されることとなった。

(52) 王太子ルイの、1216年におけるイングランド侵攻の今一つの根拠は、その妻ブランシュ(Blanche de Castille)の母が、ヘンリ二世の娘エレノアであることから王位継承権があり、ルイはその夫としての資格により王位に就きうるというものである。その結婚について、詳しくは『Strickland・Queens of England』42頁参照。

(53) ガイヤール城の陥落については『Poole・Domesday Book』384頁参照。

(54) チャンネル諸島がジョンの手に残ったことについては『Poole・Domesday Book』382頁参照。同諸島は、今日も英国の一部である。

(55) フィリップがジョンの大陸領土の臣従を得たことは『Barlow・Feudal Kingdom』370頁参照。

(56) アキテーヌがイングランド領として残ったのは、ボルドーを中心に産するワインがイングランドに大量に輸出されていたため、その経済的利益が大きかったためという。『Barlow・Feudal Kingdom』370頁参照。

## 4 ジョンの行財政改革

### (1) ジョンの置かれた状況

この大陸北部領土の喪失は、イングランド王国そのものに、本質的な変革をもたらすことになる。

「従来アンジュー複合国家においてイングランドは、フランスに本拠を持つ君主の大陸における所領政策や個人的野心追求のための根拠地、補給基地の地位に置かれていた。君主もバロンもイングランドの統治のためにはその時間と労力の数分の一をさいたにすぎなかった。しかるに、いまやこの一大複合国家はその北と南をつなぐ中枢部を失ったため、その支配層に属する人びとは海峡をまたぐ支配をやめてイングランドに閉じこもらざるをえなくなった。イングランドは大陸との政治的結合から切り離された島国となり、君主もバロンもより多くの力と関心をここに集中するようになった。」<sup>(57)</sup>

兄リチャード一世の時代におけるバロンに対する財政的搾取は激しいものであったが、その当時はバロン達もほとんどがフランス側に所領をもっていたから、フランス領を保持することによる利益は、王と共有していた。そこで、厳しい負担にも我慢の余地はあったし、王は連続して勝利を勝ち取るにより、彼らの期待に応えた。しかし、ジョンの時代になると、ジョンが北部フランスにおける支配権を失うのと同時に、バロン達も大陸の所領を失った。なぜなら、

「フィリップ二世はノルマンディの占領を完了すると、直ちに勅令を発してイングランドに在住する騎士がノルマンディに有する領地すべてを没収する旨布告した。一時的にノルマンディを去った者については期限が定められ、この期限内に帰還し、フランス王

(57) 大陸所領の喪失に伴う変化については青山吉信編『イギリス史1』山川出版社1991年刊（以下、同書は『青山・イギリス史』と略記する。）252頁より引用。

に帰順せねばならず、この期限を守らぬ者の土地はすべてフランス国王直轄領に組み入れられた。ジョンもこれに対抗し、カペー側に走ったノルマン人がイングランドに保有する土地を没収していった。」<sup>(58)</sup>

この結果、ジョンが領地回復戦を戦うことを支援することで得られる利益は、イングランドに残ったバロン達には、もはや存在しなくなっていた。

それにもかかわらず、ジョンは、失ったフランス領土回復のための努力を続けたほか、様々な戦いを展開する必要があった結果、リチャード時代と同様の膨大な軍事費を必要とした。そして、その調達をイングランドだけに期待しなけりばならなかった。

「彼はフランスにおける地歩の維持と奪回のために、フィリップ二世と戦わねばならず、ブリテン島の範囲内では、アイルランドの征服を進め、ウェイルズのケルト人の進出を押さえ、スコットランド王の南下を阻止するために軍隊を動員せねばならなかったが、これらの戦闘部隊の大部分は、フランドル人の傭兵からなっており、彼らを雇い入れるためには莫大な資金が必要であった。その上カペー家に対して北と東から攻勢をかけるためには低地地方のバロンを同盟関係につなぎ止めておかねばならず、このためにジョンは彼らに貨幣知行を与えねばならなかった。これらの貨幣を集めるために、ジョンは兄の時代からの苛斂誅求を一層強めたのである。」<sup>(59)</sup>

## (2) ジョンの行政改革

### A 行政機構の整備・発展

王に書記官が必要なのは当然であり、したがってウィリアム征服王

(58) バロンが大陸所領を喪失した理由については城戸毅『マグナ・カルタの世紀』東京大学出版会1980年刊（以下、同書は『城戸・マグナカルタ』と略記する。）35頁より引用。

(59) ジョン王の財政問題は、『城戸・マグナカルタ』57頁より引用。

の戴冠と同時に、最初の書記官は任命されている。以後、歴代の王によって、多数の書記官が任命され続けている。書記官は、宮廷内にあって、極めて重要な官職であった。なぜなら、

「中世国家財政の核であり、また起源であったのは国王の家計である。この家計の中心は王の寝室にあった。人の寝室は彼の住居の中でも最も奥まった他人を近づけない場所であり、王の寝室もそれゆえ王の宝物や貨幣、重要な証書類などを保管しておくのに最適の場所であった。11世紀当時まではヨーロッパのどこにおいても数名の聖職書記 (clericus, clerk) の助力を得た一名ないし三名の侍従 (camerarius, chamberlain) からなる職員が容易に君主の財政を扱っていくことができた。」<sup>(60)</sup>

書記官 (Chancellor) を、単なる王の補佐者から、一段と重要な地位に変えることになったのは、ヘンリー一世によって選任されたロジャ (Roger of Salisbury) である。ヘンリー一世はそれまで無名の司祭であったロジャを、自らの即位と同時に書記官に抜擢している<sup>(61)</sup>。ヘンリー一世の治世においては、国王が大陸領土支配の必要から長期にわたってイングランドを不在にすることがしばしばあったが、その際における代行者は、初期においては妻マティルダ (Matilda of Scotland) や息子ウィリアム (William Adelin) であった<sup>(62)</sup>。しかし、彼らに先立たれた後

(60) 国王の寝室が行政機関に転化した過程については、城戸毅『中世イギリス財政史研究』東京大学出版会1994年刊（以下、同書は『城戸・財政史』と略記する。）17頁より引用。

(61) ロジャは、元々はノルマンディのカーン近くの小さな教会の司祭に過ぎなかった。しかし、ヘンリは、偶然に彼を知り、その能力に感銘を受けたので、戴冠直後の1101年に彼を直属の書記官 (Chancellor) に抜擢したのである。1102年には、彼はソールズベリ司教に任じられる。その履歴については『1911 Encyclopaedia Britannica/Roger, bishop of Salisbury』参照。

(62) 王妃マティルダ等によるヘンリ不在時の統治についての文章は Judith A. Green “The Government of England Under Henry I” Cambridge University Press2010年刊39頁参照。なお、マティルダは1118年に死去する。また、ウィリアムは有名な White Ship の難船により、1120年に溺死

は、ロジャが国王不在時の代行者となった結果、ロジャは実質的に初代の宰相 (Justiciar) として行動することになったのである<sup>(63)</sup>。もっとも、ロジャを宰相と呼んだ公文書は存在しておらず<sup>(64)</sup>、正式に宰相という官職が誕生するのはヘンリ二世の治世からである<sup>(65)</sup>。

宰相 (Justiciar) という官職が出現した後においては、書記官職は再び元の権限にもどった。しかし、ヘンリ二世は、その治世下になると、初代の書記官にベケット (Thomas Becket) を任命している。このように、宰相と対置されて重要な官職となった Chancellor を、以後、「尚書」と呼ぶこととしたい<sup>(66)</sup>。

厳しい財政危機を、ジョンはリチャードの時代よりも縮小した領土で賄う必要に迫られた。そのため、彼は、国内行政を効率化すべく、様々な行政改革を断行した。しかし、行政改革は、適切な担い手があって、初めて実効性を持つ。そこで、彼が最初に行ったのは、優れ

している。

(63) ロジャを初代の Justiciar と呼ぶ例については C. Warren Hollister and John W. Baldwin “The Rise of Administrative Kingship: Henry I and Philip Augustus” *The American Historical Review*, Vol. 83, No. 4 (Oct., 1978) 876頁参照。

(64) ロジャについて、Justiciar とする公的記述がない事については、F. Maurice Powicke “Handbook of British Chronology” (Second Edition) Royal Historical Society 1961年刊 (以下、同書は『Powicke・British Chronology』と略記する。) 69頁参照。

(65) ヘンリ二世治世における宰相人事については、Emilie Amt, “The Accession of Henry II in England: Royal Government Restored, 1149-1159” Boydell Press 1993年刊21頁参照。

(66) わが国の英国史関連の文献では、Chancellor を大法官と訳する例が多い。これは、14世紀以降において、イングランド特有の法であるコモンローが、社会の変化に追随困難になった時以降、Chancellor が、衡平法裁判所 (court of equity) として機能し、エクィティ (Equity) という法が創出されたことから、大法官という訳語が生まれたのである。しかし、今取り上げている時代の Chancellor は、司法に関してエクィティのような特段の権限を持つ者では無い。しかし、単なる書記官でもないの、区別するため、尚書と訳することとした。

た尚書の起用であった。彼が起用したのは、兄リチャードの時代末期に宰相 (Justiciar) として活躍していた、カンタベリ大司教のウォルター (Hubert Walter) である<sup>(67)</sup>。彼は、新しくローマ教皇となったインノケンティウス3世との対立から、1198年7月11日に宰相職の辞任に追い込まれていた。そのウォルターを、ジョンは、自らの戴冠式の日、尚書に任命したのである<sup>(68)</sup>。

リチャード一世までの時代であれば、宰相は前述のとおり、王が国内に不在時の最高責任者であった。しかし、ジョンは大陸領土を失ったので、王は、原則として常に国内にいることとなった。その状態下で、元宰相であったウォルターを任命したことにより、尚書の役割は、王と手分けして国内統治を担当する事を意味することになる。

尚書の下で、彼を補佐する組織が尚書部 (Chancery) である。そして、時の経過とともに、国家の行財政規模が拡大して行くにつれて、尚書の重要性が増す。それに伴い、尚書部もその活動範囲を拡大していくことになる。

「尚書部は第一義的には宮廷部局であったし、尚書は宮廷官僚であった。しかし、そうであっても、尚書部も、尚書も、さらには印璽保管者 (Keeper of the seal) でさえもが常に国王と共にいたと言うことにはならなかった。ジョンが絶え間なく巡幸していたことが、常に王とともにあることを実行不可能にした、あるいは少なくともそれを極めて不都合なものにしたのかもしれない。ここで問題となることは、王が望む時には常に行政活動を始めうる手段を王が持たねばならないということであり、そして、この手段

(67) ウォルターの経歴等について、詳しくはS.B. Chrimes, "An Introduction to the Administrative History of Medieval England" (Third Edition) Basil Blackwell, 1966年刊 (以下、同書は『Chrimes・Administrative History』と略記する。) 42頁参照。

(68) ウォルターの尚書任命については、Edward Foss, "The Judges of England; With Sketches of Their Lives, Vol 2" Longman Et Al 1848年刊 (以下、同書は『Foss・Judges of England』と略記する。) 10頁参照。

は今や寢所部 (Chamber) により与えられていたのである。」<sup>(69)</sup>

この引用文で「寢所部」と訳した言葉 (Camera regis, King's Chamber) は、先の引用文で「寢室」とした言葉と同一である。すなわち、国王の寢室で勤務する宮廷官僚は、もっとも国王の身近にいる官僚集団である。それが大きく発展したため、その行政機構が寢所部と訳される存在になってきたのである。

さらに、寢所部に附属する機関として納戸部 (Wardrobe) が誕生してくる。

「納戸 (Wardrobe) という語は、従来は寢所部と緊密に結びついた保管の場所程度の意味であったが、この語はやがて保管の場所というよりも保管する物を意味するものとして多用されるようになった。このような意味における納戸は、本質的には、通常国王の旅と一緒に付いて回った国王の手荷物の一部であり、そのような意味であるが故に無限の拡張可能性を有していた。重要な公文書・特許状・外国君公との通信文、その他、いかなる理由からにせよ手許近くに保管されるべき文書が納戸に加えられ、さらにすぐに使える現金の備えも加えておくことが便利で有ることが判った。納戸がこのように成長してくるにつれて、その保管と管理がより責任ある仕事となり、それ自身の官僚と記録を必要とするようになった。それが十分な現金を保管しているので、必要に応じて現金を支出することにも重宝であった。こうして、寢所部と密接に結びついた繁忙な事務局が出現した。その結びつきは大変強

(69) 国王の宮廷財務室の関わりを書いた文章は、『Crimes・Administrative History』77頁より引用。文中で、印璽保管者に言及しているのは、後世において書記官・尚書の地位が、大法官 (Lord Chancellors) 兼国璽証書 (Lord Keepers of the Great Seal) という地位に発展したためである。

なお、ジョンは非常に精力的に国内を巡幸したことが判っている。普通の年でも12箇所以上に足を伸ばし、治世11年目には実に24の別々の場所で法廷を開催している。その点については『Foss・Judges of England』4頁参照。

いものではあったが、この時代のものを『寝所部財政局 (the financial department of the Chamber)』と呼ぶことは恐らくは誇張であり、それはむしろ寝所部に関する保管と支出を担当する部局と言うべきであろう。この局面において、ジョン治世時代のその活動は重要かつ増大しつつあり、その支出活動の詳細な記録は、独自の経費録 (Misae rolls) に示されている。<sup>(70)</sup>

ジョンは尚書を有用なものともみなしていたらしく、ウォルターが1205年7月13日に死去した後は、後任としてウースター司教のグレイ (Walter de Gray) を任命し、1214年には後にダラム司教となるマーシュ (Richard Marsh) を任命している。マーシュは、ジョンの子、ヘンリ三世の時代にも引き続きその地位にあった<sup>(71)</sup>。

なお、尚書の重要性が増したことは、けっして宰相制の廃止を意味するわけではない。リチャード獅子心王は、前述のとおり、ウォルターを教皇の圧力により解任したが、直ちにその後任としてエセックス伯ジェフリー・フィッツ・ピーター (Geoffrey fitz Peter) を任命している。そして、ジョンは、彼を1213年10月に死去するまで宰相の地位にとどめ続けている。ただ、その後任のウィンチェスタ司教ロッシュ (Peter des Roches) は1214年2月に任命しているが、ロッシュが解任された日付ははっきりしない。ただ、1214年10月以降にジョンが帰国した後は、宰相としての活動をしていないところから見ると、ジョンは宰相を依然として王不在時の代行者と捉えていたとみられる。その後、大憲章の騒動の渦中の1215年に、バーグ (Hubert de Burgh) をラニーミードで宰相に任命した。バーグが任命されたのは1215年6月15～25日の間である<sup>(72)</sup>。詳しくは後述するが、ジョンはかなり真摯に大憲章

(70) 王の納戸部についての文章は、『Chrimes・Administrative History』79頁より引用。

(71) ウォルターの死後の歴代尚書は『Powicke・British Chronology』82頁参照。

(72) ウォルターが宰相から解任された後の歴代宰相は『Powicke・British Chronology』70頁参照。

の実施に取り組んでおり、そのため、王の代行者としての宰相が、王自身が国内にいるにも拘わらず、必要になったためとみられる。

## B 王璽の誕生

国王が、公文書を発行するに当たっては、それが王の意思であることを明確に示す手段として、エドワード証聖王の時代以降においては、その真性を担保する手段として印璽が使用されたと言われる<sup>(73)</sup>。

日本の印のように紙面に直接朱や墨で押印する方法では無く、文書の下部に孔を開け、そこに通した紐に取り付けられた蠟あるいは粘土に押印する形で使用された。

ジョン王の印璽は、直径が96mm とかなり大きなもので、表側では、ジョン王が玉座に座り、右手に剣、左手に育ちつつある植物を象った主権の玉 (Sovereign's Orb = 神の力のシンボル) を持っている。周りに書いてあるのは、“IOHANNES DEI GRACIA REX ANGLIE DOMINVS HIBERNIE” (John the grace of God, King of England, Lord of Ireland) の文字である。裏面にはジョン王が馬に乗った姿が描かれ、周りに書いてあるのは“IOHANNES DUX NORMANNIE ET AQTIVANNIE COMES ANDEGAVIE” (John, Duke of Normandy and Aquitaine, Count of Anjou.) の文字である<sup>(74)</sup>。

この例に見られるとおり、イングランド王の印璽はその一代限りのものである。王が新たに即位すると、それに応じて印璽は新たに作成された。

そして、宰相職が生まれると、印璽は彼に託されるのが通例となった<sup>(75)</sup>。これも、宰相が国王不在時の代行者であったが故であろう。

(73) イングランドにおける印璽のはじまりについては、『Chrimes・Administrative History』15頁参照。

(74) ジョン王の印璽の詳細については、大英図書館 (British Library) による説明に基づく。

<https://www.bl.uk/collection-items/great-seal-of-king-john>

(75) 宰相職と国の印璽の関わりについては、『Chrimes・Administrative History』19頁参照。厳密に言うと、宰相職とは別に国事尚書 (Lord

もつとも、ジョンの場合には、印璽は、その在位期間を通じて彼の手許にあり、それが使用されたのは、彼自身の命令があった場合に限りられることに、疑問の余地はないという<sup>(76)</sup>。

ジョンのように、絶えず国内を巡幸し、積極的に行政活動を行っている王の場合、それまでの大型の印璽とは別に、王の意思であることを示す、携帯に便利な小型の印璽が必要になった。それは、それまでの大型の印璽との対比で、小印璽 (parvum sigillum, small seal) と呼ばれ、さらには、それを使用した公文書が標準化したために、単に王璽 (Privy Seal) と呼ばれるようになる。それに対して、従来からあった印璽は、大印璽 (Great Seal) と呼ばれるようになった。

「ジョンの治世の初期から、王璽が特に寝所部の仕事のために用いられており、それが寝所部の官僚、少なくとも国王に常に侍っている者の中の何者かにより保管されるのが通常であったことは明らかである。それ故に、従前においてどうであったかはともかく、今や王は行政活動のためにすぐに役立つ道具を手元に置くようになったのである。王璽で捺印された書状ないし令状は、大印璽がどこにあらうとも、それを動かし、また宮廷のどの部分にも、それどころか宮廷の外部に対してすら、指図を伝達するに十分な力を有していた。こうして寝所部に、効果的な秘書局が成長し、少なくとも名目上は宰相によって主宰される尚書部からはひよっとすると完全には区別されていないかも知れないが、それにも関わらず、自らの意思を表現するために常にすぐに役立つ伝達経路を国王に与えるようになったのである。」<sup>(77)</sup>

Keeper of the Great Seal of England) という官職があり、これを宰相が自動的に兼任するという制度である。

(76) ジョン王の場合の印璽の管理については『Foss・Judges of England』14頁参照。

(77) 小印璽とその持つ機能を書いた文章は、『Chrimes・Administrative History』78頁より引用。

### C 行政書類の整備

ジョンは、このように自分自身が国内のどこにしようと、自分の意思に従う行政機構を整備した上で、さらに行政書類の整備を断行した。あらゆる行政活動をきちんと文書化し、それに基づいて次の行政が行える体制を作り出したのである。例えば、それまでの財政書類の根幹的な書類記録であるパイプロール (Pipe Rolls)<sup>(78)</sup> は、ジョンより前には、すべての金銭債務をそのまま記録するという非能率な方法が採られていた。そのため、行政規模の拡大とともに、パイプロールの記述も煩雑化の一途をたどっていた。ジョンはそれを大幅に簡易化した。

「1206年頃に、州長官の納入に含まれる多数の金銭債務全体を示す単一の割符 (Tally) のみを発行するという方法が、遂に考え出された。この総額割符 (tallia dividenda) の考案は、完全な細目は依然として領収録 (Receipt Roll) に記入されねばならなかったにしても、財務府収納部が担当していた仕事を大いに減じた。さらにこのやり方は上級財務府においては、既に部分的には導入されていたパイプロール上に一括計上という方法の利用を促進した。金銭債務はますます一括して計上されるようになり、他方、個別項目の記録は開始抄本録 (Originalia Rolls)、抄本録 (Estreat Rolls)、領収録のような補助的記録にまかされた。」<sup>(79)</sup>

土地やその他の恩恵の譲与に対して国王に支払いをなす約束を記録

(78) 財務府において保管している記録文書をパイプロール (Pipe Rolls) と呼ぶ。各地の州長官からの王室の歳入の詳細報告や、国王行政のための支出等の収支報告を、財務府において監査するが、その収支報告と監査記録の公文書を筒 (Pipe) 状の巻物形式にして毎年作成し、財務府において保管したのである。最古の記録は1130年のものであり、初期のものには欠落しているものもあるが、1156年から財務府が廃止される直前の1831年までの記録は毎年ほぼ欠落無く現存している。Christopher Corèdon “A Dictionary of Medieval Terms and Phrases” D.S. Brewer、2007年刊219頁参照。

(79) ジョンによる行政書類の整理断行については『Chrimes・Administrative History』74頁より引用。

している帳簿を許可料録 (Fine Rolls) という<sup>(80)</sup>。そうした書類はヘンリ二世の時代から作られていた証拠があるが、それらの多くは、国王からの許可や特許の対象者が保管するに止まり、公的に記録されることは稀であった。財務府に、そうした書類の、何らかの形の抄本 (Estreats) が情報を提供し、その活動を促すために送られるようになった。その抄本の記録集が当初は発端録 (Origin Roll) と呼ばれ、やがて開始抄本録と呼ばれるようになった。その抄本の到来により、財務府が活動を開始する発端となる事が、その名の由来であろう。後になって、開始抄本録は尚書部で生じた金銭債務のみを管理する帳簿となり、その他は抄本録と呼ばれるものに記録されるようになった。こうした各種帳簿に相当するものはそれ以前からあったかもしれないが、現在に残っている尚書部記録集 (Chancery Rolls) は、全てジョンの即位以後のものである<sup>(81)</sup>。ジョンの行政改革の一環として、こうした整備が為されたと考えるのが妥当であろう。

リチャード一世は、初期には十字軍遠征費捻出のため、後には身代金等々の捻出のために、様々な人物や都市に、様々な特許を与えて財源確保を図った。しかし、それに関する満足な記録がなかったために、

(80) 「土地やその他の恩恵」とは奇妙な言葉で、判り難いと思われるので、それを具体的に許可料録に記録されているところから説明すると、女性相続人の結婚と寡婦の再婚に関する上納金拠出が、その多くを占める。例えばある寡婦は、結婚を強制されない権利を得るために100ポンドを上納し、別のある寡婦はある人物との結婚を拒み、他の自分が選んだ人物と結婚する権利を得るために200マルクと軍馬3頭を上納している (J. C. Holt "Magna Carta" Cambridge University Press 1992年刊 (以下、同書は『Holt・Magna Carta』と略記する。) 53頁参照)。非常に奇妙な例をあげれば、ある男の妻は、夫と一夜寝る権利を得るために、王に雌鶏200羽を上納している。その他、「王の寵愛を得るため」や「王の怒りをなだめるため」の上納例もある。馬、犬、鷲、鷹なども、その多くが許可料として得られている。ニシンやヤツメウナギなど、王の嗜好品を上納した例もある (『Poole・Domesday Book』 420頁参照)。

(81) ジョンの行政書類の説明は『Chrimes・Administrative History』 74頁参照。

行政が混乱するのは避けられなかった。その点についてもジョンは改革を断行している。

「1199年から最初の特許状録 (Charter Roll) が始まった。それまでは尚書部から発行された特許状の組織的記録は保存されていなかった。それより早い時期のもので残存している特許状は、外部団体すなわち司教座聖堂・修道院所有の公文書の中か、私人所有の公文書の中か、財務府内か、あるいは尚書部による用例の形で残存しているに過ぎなかった。〈中略〉ジョン治世第3年までに、荘重さの点では劣るが、なお形式に則った開封勅許状 (letter patent) のための別個独立の記録集である開封勅許状録 (Patent Rolls) が保存されるようになりつつあった。」<sup>(82)</sup>

こうした文書保存・整理の改革により、行政効率が著しく向上したのは間違いない。ただ、その行政効率の改善は、国王の視点から見たものである。行政書類の完全な整備は、一般国民にとっては一段と厳しい締め付けを意味することとなったであろう。

「これらの発展によって、宮廷の行政効率の前進の巨大な一歩が印された。これら尚書部の記録 (Enrolments)、財務府記録、裁判記録 (Curia Regis Rolls)、寝所部及び納戸部の公文書は、政府に当時としては並ぶものもないほどの大量の文書記録を与え、政府はそこから情報と資料を引き出すことができたし、また行政活動を随意に点検することができたのである。これ以後は決して欠けることのない安定性と能率性の源が、この時に創造されたのである。もっとも、より効果的な統治が、ジョンによるその権能の使用が示すことになるように、必ずしも常により良い統治を意味しているとは限らないのだが。」<sup>(83)</sup>

(82) ジョンの特許状録等は『Chrimes・Administrative History』76頁より引用。

(83) ジョンの行政書類整備は『Chrimes・Administrative History』77頁より引用。

## (3) ジョンの財政改革

財政危機を乗り切るために、ジョンは、こうして整備された行政機構と行政書類を活用して、国民から厳しい取り立てを行ったのである。それは、それまでの時代の行政とは完全に一線を画するものとなった。

例えば、ヘンリ二世は、長女の結婚における持参金という形で軍役代納金を、バロンの保有する新旧騎士数に応じて1マルク宛徴収しようとしたが、失敗した。バロンは新騎士数に応じた納付に強い抵抗を示したためである<sup>(84)</sup>。その後、軍役代納金の徴収率はずっと1騎士について1マルクと2マルクの間で推移していた。しかし、ジョンは1204年にオックスフォードで開催された国民会議 (Parliament) で、軍役代納金を1騎士につき2.5マルクをノルマンディ回復のための支援金 (Aid) の名目で承認させるのに成功した。さらに1210年と1214年には3マルクを徴収したのである<sup>(85)</sup>。

また、軍役代納金の納入範囲を直臣から陪臣にまで拡張することで、徴収額を増やそうという試みも、最初にリチャードによって行われ、ジョンはそれを踏襲している。1201年に軍役代納金に加えて、3～4マルクを、軍役奉仕しないことを許可する料金として、大規模な直臣から徴収したのが始まりで、やがて平均で騎士1人当たり10マルクにまで増加したのである。この追加徴収は、王の純然たる恣意によるもので、直臣がその臣下から軍役代納金を徴収する許可料として徴収さ

(84) 歴史上、「バロンの回答 (Cartae Baronum)」と呼ばれる事件である。ウィリアム征服王の作成したドゥームズディブックの情報は、その後の時間経過により、各バロンの保有する騎士の数と乖離していた。例えばリンカン司教はドゥームズディブックでは60人の騎士を保有しているはずのところ、102人の騎士を保有していたという。そこで、ヘンリは新旧いずれか多い方に基づいて徴収しようとして抵抗に遭い、失敗したのである。『Poole・Domesday Book』13頁参照。

(85) ジョンによる軍役代納金の徴収は、G. L. Harriss, “King, Parliament and Public Finance in Medieval England to 1369” Oxford University Press Academic Monograph Reprints, 1975年刊 (以下、同書は『Harriss・Public Finance in Medieval England』と略記する。) 11頁参照。

れた<sup>(86)</sup>。こうしてジョンはほとんどの土地保有者からの税の徴収を可能にしたのである。

しかし、軍役代納金は、建前として、その徴収が例外的に必要なであるという同意を国民会議で得られなければならないので、決して迅速・有効な税収とはならなかった。ジョンは、その治世に合計11回、軍役代納金を徴収しているが、許可料を加えても平均4500ポンドにしかならなかったのである<sup>(87)</sup>。

ノルマン王家の頃には租税の中心であったデーゲルト<sup>(88)</sup>がそれを支える社会構造の変化により衰退してきたために、アンジュー王家の王達は、それに代わる収入源としてタリジ (talligium) と呼ばれる租税徴収手段を発達させてきた。それは、最初は国家的危機に当たっての人民側からの自発的拠出金であった。しかし、次第に軍役代納金徴収と同時に、直臣達がそれ相当額をその臣下から援助金 (auxilium) や贈物 (donum) の名目で徴収するようになってきたのに倣って、1159年頃から王領や都市からタリジを徴収するようになった。最初は例外的であったが、やがて軍役代納金を徴収したり、戦争の際には当然に徴収したりされるようになり、その臨時税的な性格を失っていった。1194年のリチャード一世の神聖ローマ帝国皇帝に対する身代金支払いの際に徴収されると、その後は1198年まで毎年、軍役代納金と共に徴収された。1202年から1206年までも毎年徴収された。この際には、徴収範

(86) ジョンによる軍役代納金の範囲拡大は『Harriss・Public Finance in Medieval England』11頁参照。

(87) ジョンによる軍役代納金の平均徴収額は『Harriss・Public Finance in Medieval England』12頁参照。

(88) デーゲルト (Danegeld) は、元々は、ノルマン征服以前に、ヴァイキングの侵略を平和裏に防ぐ手段として、イングランド人が自主的に都市住民から徴収して、ヴァイキングに支払った財貨であった。ウィリアム征服王は、そのデーゲルトを、そのまま踏襲してイングランドから徴収していた (『城戸・財政史』101頁参照)。それはハイデージ (Hidage) と呼ばれる単位により徴税されたが、それがどのようなものだったかは判っていない。

困を拡大して人頭割となった。ジョンによる連続的な徴収があった時代には、3000～5000マルク程度であった。その後は再び臨時課税となり、1210年のアイルランド戦役で徴収された際には8000ポンドを超えた<sup>(89)</sup>。

デーンゲルトを時代に合わせて修正した犁税 (carucage) は、リチャード一世の時代には度々徴収されたが、ジョンの治世では1200年に徴収された例しかない。これは、フィリップに対する2万マルクの相続上納金を捻出するために行われた。これは通常の州長官ラインによる徴収ではなく、特に任命された徴収官により行われ、徴収額はパイプロールには記録されなかったが、7500ポンド程度と推定されている<sup>(90)</sup>。

リチャード一世の十字軍遠征の軍事費用としては、教皇からの特許により、サラディン税と通称される10分の1税が徴収された<sup>(91)</sup>。同じ方法で、リチャードが神聖ローマ帝国皇帝により虜囚となった際の身代金のために、4分の1税が徴収された<sup>(92)</sup>。ジョンは、1203年に同様の方法に依り7分の1税を徴収した。これは、最終的にはアルチュールの死に至る戦いのためで、伝えられるところに依れば、ジョンを見

(89) タリジの発達については『Harriss・Public Finance in Medieval England』12頁以下参照。

(90) ジョンの治世における犁税については『Harriss・Public Finance in Medieval England』15頁参照。

(91) サラディン税 (Saladin tithe) は、記録に残る英国における最初の所得税である。その名のタイト (tithe) とは、今日の英語で言えば“tenth”のことで、10分の1を意味し、聖書の記述に基づいて徴収される。十字軍戦争に従軍する資金を確保する手段として、1185年に、フランスのフィリップ二世とイングランドのヘンリ二世に、その国の司教、伯及びバロンの一般的同意と共に提供されたのである。サラディン税についてはFred A. Cazal, Jr., ‘The Tax of 1185 in Aid of the Holy Land’“Speculum”Vol. 30, No. 3 (Jul., 1955), University of Chicago Press. 385頁以下参照。

(92) リチャード一世治世下において4分の1税が徴収されたことは『城戸・財政史』17頁参照。

捨てた伯やバロンに対して課された<sup>(93)</sup>。残念ながら、この7分の1税は、こうした概要が伝わるだけで、詳細は不明である。

以上に紹介した、それ以前に存在していた税制の活用だけでは、到底歳出を賄えないところから、ジョンは、それまでになかった新しい課税制度の導入を行った。

「1207年に全イングランドのあらゆる俗人は、何人から土地を保有している者も、イングランド内で不動産による収入と動産を有する者はすべて、王に対し御用金として、年収入1マルクにつき1シリングを支払わなければならないとの命令が発せられた。」<sup>(94)</sup>

1マルクは3分の2ポンド、正確には13シリング4ペンスであるところから、この課税は一般に13分の1税とよばれる。

ウィリアム征服王は、直接受封者ばかりでなく、陪臣に対しても忠誠の誓いを求めた<sup>(95)</sup>。この課税は、明らかにその延長線上に存在している。しかし、課税という点からみると、非常に斬新なものである。これまで国王が徴収していた税は、封建的援助金にせよ、軍役代納金にせよ、すべて基本的に王からの直接受封者だけを対象として徴収していた。ところが、この新税では、直接受封者に限らず、すべての俗人が課税の対象となった。すなわち封建的課税ではなく、大衆課税である。そのためこれが、イングランドで最初の国民課税であるといわれる。

また、これまでの課税はすべて基本的に不動産を基準とする課税であったが、この税の課税基準は個人の年間収入である。動産に対する

(93) ジョンの治世における7分の1税については『Harriss・Public Finance in Medieval England』15頁参照。

(94) ジョンの行った大衆課税に関する文章は、中村英勝『イギリス議会史(新版)』有斐閣1986年刊(以下、同書は『中村・議会史』と略記する。)25頁以下より引用。

(95) 歴史上、ソールズベリの誓い(Oath of Salisbury)と呼ばれる。それがあったことについては、Anne Savage “The Anglo-Saxon Chronicles” Tiger Books 1996年刊218頁参照。

課税は、この後、ジョンの孫のエドワード一世の時代になると主要な税収源となるが、この13分の1税は、その最初の例といえる。このような課税が可能になるためには、誰がどうすれば、すべての人の年間収入を正しく査定できるか、という問題を解決する必要がある。

例えば、わが国江戸時代に、課税の根幹が米に置かれていた最大の理由は、米の収穫量は田で坪刈りを実施すれば正確に把握できるのに対し、商人の商業活動による収入を正しく査定する技術を、幕府や大名が持っていなかったことにある。そのことを考えると、わが国で例えば鎌倉時代初期に相当する時点で、このような大衆課税が可能になったことは、当時のイングランドの先進性を端的に示している。それが可能であったのは、大衆側の協力であった。

(課税査定の)「任務もまた州の騎士達及び自由土地保有者たちに委託され、彼等は州長官と協力して任務の遂行に当たった。」<sup>(96)</sup>

すなわち、同輩者による相互査定という手段で行われたのである。これによる税収は6万ポンドを上回り、そのうち57,421ポンド11シリング5ペンスは、その会計年度中に徴収に成功している<sup>(97)</sup>。このような税制の、これほどに円滑な実施には、諸州の騎士の支持が不可欠である。この事から、この時には、ジョンは、貴族はともかく、諸州の騎士等から広範な支持を得ていたことが判る。

このような努力の結果、ジョンの治世において租税収入は著しく増加したが、それでもフランスとの死闘に必要となるすべての歳出を賄うことは困難だった。そうした不足分は、ユダヤ人から徴収された。

「彼らはノルマンコンクェストの際に大陸からの移住者の一部として到来したといわれている。その後、1290年にエドワード一世によって追放されるまで『国王の農奴』と呼ばれる特殊な法的地位におかれ、王国の一般住民に対しては国王の裁判所において対等

(96) 騎士による査定は『中村・議会史』25頁以下より引用。

(97) 13分の1税に関する税収額は『Poole・Domesday Book』420頁参照。

であったが、国王に対しては、一般住民と異なりより劣悪な隷従的立場におかれていた。つまり彼らは経済活動においては国王の保護下にありながら、他方で国王の過酷な財政的収奪の対象とされていたのである。」<sup>(98)</sup>

例えば、1187年にヘンリ二世は十字軍のためとして、彼らの家財の4分の1を徴収した。彼らは、リチャードの身代金調達の際にも、多大の寄付を強要された。ジョンは、治世の初めに、彼らの安全を保障するという特許状の代償として4000マルクを徴収している。もっともこの特許状にもかかわらず、ジョンは1210年には、1万マルクを支払うまで、ブリストルのユダヤ人多数を投獄している<sup>(99)</sup>。

## 5 ジョンと教皇

### (1) 聖職叙任権闘争

1205年7月13日、ジョンの尚書であり、カンタベリ大司教でもあったウォルターが亡くなった<sup>(100)</sup>。その結果、後任のカンタベリ大司教を巡って、問題が生じた。すなわち、ウィリアム征服王以来、常に教皇と王との間で争われていた聖職叙任権問題が、その時、再燃したのである。

その発端は、カンタベリの修道士会が、ウォルターが亡くなったまさにその夜に、秘密裏に、当然にジョンからの許可無しに、後任のカンタベリ大司教として修道院次長レジナルド (Reginald, sub-prior of Christ church) を選出した事にある。教会法的には、これは正しい。これに対し、ジョンは、急ぎカンタベリに駆けつけ、死の2日後に、腹心であ

(98) ユダヤ人の地位に関する文章は、『城戸・マグナカルタ』111頁より引用。

(99) 歴代国王のユダヤ人からの搾取は『Poole・Domesday Book』423頁参照。

(100) ウォルターの死は『Poole・Domesday Book』442頁参照。

るノリッジ司教ジョン (John de Grey, Bishop of Norwich) を後任に任命した<sup>(101)</sup>。

両者は共に、自らの候補者を承認するよう、教皇に求めた。これに対し、教皇インノケンティウス三世は、いずれの候補者も拒否し、枢機卿ラングトン (Stephen Langton) を、1207年6月17日、カンタベリ大司教に任命した<sup>(102)</sup>。ラングトンは、リンカンシャー生まれのイングランド人なので、上述の対立さえなければ、自然な選任と言える。パリ大学で学び、その時インノケンティウス三世と学友だった。その結果、教皇はラングトンをローマに呼び、枢機卿にまで引き上げた。いわば教皇の腹心とも言える。

ジョンとしては、ラングトンのカンタベリ大司教就任を認めると、ウィリアム征服王以来イングランド王が一貫して確保してきた聖職叙任権が侵害されることになるので、その任命に強く抵抗した。これに対し、教皇は、1208年3月24日、イングランド全土に、聖務禁止 (Interdict) を発令した。これにより、イングランドでは、教会が閉鎖され、教会の鐘は鳴らなくなり、ミサは教会の外庭で行われ、結婚式は教会外で行われ、死者は街の外に運ばれ、教会の祈り、司祭、儀式なしに、道路端の溝に埋められるという事態になるはずであった<sup>(103)</sup>。つまり、先にフランス王フィリップが王妃インゲボルクの結婚解消時に苦しめられたのと同じ状況に、ジョンも置かれるはずであった。

しかし、行財政改革の威力でジョンの国内基盤は万全であったために、ジョンは処分に屈しなかった。それどころか、ローマによる聖務禁止に従う聖職者には、そのすべての資産を没収し、妻妾を逮捕すると宣言して、逆にイングランド教会側に圧力をかけた。つまり、ロー

(101) ジョン及び修道士会による大司教の後任選出については『Poole・Domesday Book』444頁参照。

(102) ラングトンの大司教任命については『Poole・Domesday Book』445頁参照。

(103) イングランドに対する聖務禁止については『Poole・Domesday Book』445頁参照。

マとイングランド教会を分断して、ローマに対する戦いという姿勢を示したのである。沈黙を守る聖職者に対しては圧を加えなかったし、いったんは聖務禁止令に従った聖職者に対しても、国王との和解を望む聖職者に対しては、示談金を払ってその資産や妻妾をうけ戻す事を認めた。

この結果、イングランドでは、教皇の命令はほとんど遵守されなかった。教皇は、聖務禁止を守らなかったイングランドの聖職者に対して、1209年の初め頃までは処罰を行ったが、その後は断念した。それどころか、聖務禁止の内容自体が1209年には修道院での非公開の聖体拝受が認められ、1212年には臨終の秘跡が認められるというように緩和されていった<sup>(104)</sup>。

そこで教皇は1209年11月、ジョンを破門 (excommunication) した。しかし、それは北フランスの教会で公告されたのみで、ラングトンはイングランドのバロン達にそれを知らせようとはしなかった<sup>(105)</sup>。

ジョンの国内基盤は依然として盤石で、影響を受けなかった。むしろ、教皇に忠実な僧侶の多くが国外に出たため、聖務禁止の制約が実質的にさらに緩和された。その上、王に従わない教会の財産をさらに没収することができたので、ジョンの財政基盤はより一層強化された。財務府への教会財産からの収入は1209年には400ポンドに過ぎなかったものが、1210年には3,700ポンド、そして1211年には24,000ポンドに増大していたのである<sup>(106)</sup>。

「シトー会などの修道院からの没収分は財務府には入金されないもので、総額は更に大きい。彼らは他のどの宗教団体よりも苦しんでおり、強奪によって破壊されたため、多くの修道院が絶望し、僧

(104) 聖務禁止がジョンに対して実効性がなかったことは『Barlow・Feudal Kingdom』401頁参照。

(105) 破門がジョンに対して実効性がなかったことは『Barlow・Feudal Kingdom』402頁参照。

(106) ジョンが破門により、その財政基盤を強化したことについては『Poole・Domesday Book』446頁参照。

侶たちは他の修道院に避難所を求めて逃げた。彼らが追加徴収された額は16,018ポンド6シリング8ペンスである。司教、修道院その他の聖職者が財務府から追加徴収された総額は100,000ポンドを超えるものと見積もられている。」<sup>(107)</sup>

こうして豊かな軍資金を得たジョンは、1210年から1212年に掛けてスコットランド、ウェイルズ及びアイルランドの討伐を成功させて足下を固めた。そうした戦役にも拘わらず、1212年の時点で、ジョンの宝蔵庫には20万ポンドの資金があった<sup>(108)</sup>。

一方で、彼は、教皇からの働きかけによる国内での裏切りの危険性が高まったと判断し、対策を講じた。

「1212年の夏から、彼は裏切りと内乱の気配に著しく神経質になった。そして、これ迄信頼してきた代官や支持者にも執念深く不信の念を懐いた。彼の生命を狙う陰謀があってからは、疑わしいと思った人々からは、忠誠の証として土地全部を担保とする誠実証書 (Charter of fealty) とか、あるいはより即物的な城という形の保障を要求して、将来のおける彼らの忠誠を確保する為の様々な措置を講じた。」<sup>(109)</sup>

このように、ジョンと教皇の対立は激化の一途をたどった。ただ、ジョンのしたたかなところは、この様に教皇と激しく対立しても、外交交渉を続ける窓口は維持し続けた点にある<sup>(110)</sup>。この事が、ジョンが後に対教皇関係を大きく転換する事を可能にすることになる。

## (2) 全封土の教皇への献納

この当時、前述のとおり、ドイツでは国王が二人存在するという異

(107) ジョンが宗教施設から徴収した額については『Poole・Domesday Book』449頁より引用。

(108) ジョンの1212年の資金量については『Barlow・Feudal Kingdom』411頁参照。

(109) ジョンの安全策については『Holt・Magna Carta』193頁より引用。

(110) ジョンの教皇との関係維持については『城戸・マグナカルタ』41頁参照。

常事態が発生していた。この異常事態をチャンスとみた教皇イノケンティウス三世は、これに介入し、1201年3月、ジョンの甥であるブラウンシュヴァイク公オットーを正当な国王と宣言した。その後いま一人の王であったシュヴァーベン公フィリップの暗殺など若干の曲折を経て、1209年10月には正式に神聖ローマ帝国皇帝オットー四世として即位した。しかし、その後オットーは教皇と対立するようになったため、教皇は1210年10月にオットーを破門した。そして1211年9月にニュルンベルクで改めてハインリッヒ六世の子、フリードリヒ二世 (Friedrich von Hohenstaufen) を皇帝に即位させた。この結果、国王どころか、皇帝が二人いるという異常事態が発生した。当然ながら、オットー四世をイングランド王ジョンが支援し、フリードリヒ二世をフランス王フィリップが支援するという構図になった<sup>(111)</sup>。

1212年5月4日、ジョンは、皇帝オットー四世及びフランス国内でフィリップに圧迫されているブローニュ伯ルノー (Renaud I of Boulogne)、フランドル伯フェルディナント (Ferdinand of Flanders) と共同戦線を張ることを約した (Treaty of Lambeth)<sup>(112)</sup>。これにより、ジョンはフィリップに対する大包围網を、再び形成するのに成功した。

他方、フィリップは、教皇の宣言に応じてイングランドに侵攻することを考え、まず海軍の確保のためにデンマークと結ぶこととした。そのため、長く幽閉していた王妃インゲボルクを正式に王妃として遇することまでした。その上で1213年4月にイングランドに侵攻すると発表した<sup>(113)</sup>。

すると、ジョンは、これに対する万全の迎撃態勢を取った<sup>(114)</sup>上で、教皇さえも予想しなかった意外な対応策を採ったのである。1213年5

(111) 神聖ローマ帝国における二重皇帝については、『山田・ドイツ史』250頁以下参照。

(112) ランベス条約については『Poole・Domesday Book』453頁参照。

(113) フィリップの侵攻については『Poole・Domesday Book』459頁参照。

(114) ジョンがしっかりした迎撃態勢を用意していたことについては『Poole・Domesday Book』459頁参照。

月15日、ジョンは教皇に忠誠を誓い、臣従の礼を執り、全イングランド及びアイルランドを教皇に献上した (Reconciliation)。そして、教皇の手から改めて王国を下賜されると、これに対し教会財産没収の償いとして10万マルク (約7万ポンド) を賠償し、さらに毎年1000マルク (イングランド分として700マルク、アイルランド分として300マルク) を献上するとしたのである<sup>(115)</sup>。

ジョンとして、聖務禁止や破門の解除を得るためであれば、単にラングトンのカンタベリ大司教就任を承認すれば足り、ここまで劇的な対応をとる必要はない。

「彼は彼の二つの王国の教皇への譲渡を、国の内外にある敵に対する外交的な攻撃手段と考えていた。国内においてはこの措置により聖務禁止の解決手段となり、教会との紛争が始まって以来空席となっている多くの司教座への任命に影響力を行使する上で、教皇の支持が得られるであろうと考えていた。これについて、彼が正しいことは速やかに証明された。彼はまた、国内で何らかの反乱が起こった際に、教皇の助力を得ようとして教皇に接近しようとしたようである。」<sup>(116)</sup>

ジョンに対する勝利に舞い上がった教皇は、聖務禁止を1214年7月2日に解いたばかりでなく、フィリップの侵攻を禁止することになった<sup>(117)</sup>。これにより、対フィリップ戦において、一転して大変有利な地位にジョンは立つことになった。

### (3) ポワチエ侵攻とブーヴィーヌの戦い

教皇と和解したジョンは、フィリップを相手に必勝の戦略を立案・実施した。神聖ローマ帝国皇帝オットー四世やフランドル伯、ブー

(115) ジョンの王国の教皇への献上については『Poole・Domesday Book』457頁参照。

(116) ジョンの王国の教皇への献上の意図については『Holt・Magna Carta』217頁以下より引用。

(117) 聖務禁止の解除等については『Barlow・Feudal Kingdom』413頁参照。

ローニュ伯等と組んで、フランス王を北と東から同時に攻撃するという雄大な構想である。



1214年2月15日に、ジョンは、対岸のノルマンディではなく、大きくブルターニュを回り込んで、ラ・ロッシュェル (La Rochelle) に上陸するという意表を突いた作戦を実施した。ジョンに依然として忠誠を誓っているアキテーヌ人に迎えられたジョンは、サントンジュ (Saintonge)、アンゲーモワ (Angoumois) と、破竹の勢いで順調にポワチエ地域の平定を進め、4月3日にはリムーザン (Limousin) にまで到達し、5月には因縁あるリュニジャン一族をはじめとするバロン達から忠誠の誓いを受けた。6月17日にはアンジューに入り、その全域の再占領に成功した。

さらに進んで、ジョンがラロッシュ・オー・モワーズ (La Roche-aux-Moines) という要塞を包囲攻撃している段階で、フィリップは、王太子

ルイに、800名もの騎士を付けた大軍を派遣することができた。その段階で、戦うことなくジョンは7月2日、そこからラ・ロッシュェルに退却した<sup>(118)</sup>。

これは一見奇妙な行動に見えるが、戦略的には極めて有効な行動であった。なぜなら、ジョンは、ルイ軍をはるばるアンジューまで引きつけており、さらに戦いを避けたために、ジョンの軍勢は無傷で存在しているのです。ルイの大軍は、引き返すことが不可能な状態に置かれたのである。

この段階で、ジョンとの盟約に従って、オットー皇帝やフランドル伯等で構成された連合軍が北方からフランスに侵入しようとした。フィリップ王はこれを座視することは出来ず、自ら出兵した。両軍は、フランドル地方のブーヴィーヌで、1214年7月27日、激突する (Battle of Bouvines)。上述のとおり、フィリップはジョンを警戒して多数の騎士をルイに付けたため、この時点においてフィリップ自身の率いる軍は、敵軍の半数強に過ぎなかった。したがって、明らかに連合軍の勝利が期待できた。

ところが、ジョンの予想に反して、戦いはフランス国王フィリップ軍の完勝に終わったのである。最初にブーヴィーヌの戦場に到着したフランドル軍は戦場に到着するや、後続の友軍を待たずにそのままフィリップ軍に攻撃を仕掛けた。つまり数の利を生かさなかったのである。しかも騎士同士の一騎打ちからなる典型的な中世騎士軍の戦いを行った。このため、馬上戦闘技術に優れたフィリップ軍に、フランドル軍、オットー軍、ブーローニュ軍は、それぞれ個別撃破された結果、フィリップ軍の圧倒的な勝利に終わったのである<sup>(119)</sup>。

この戦いは、ジョンにとってばかりでなく、欧州中世史全体にとつ

(118) ロシュ=オー=モワンヌの戦いに至る経緯については『Poole・Domesday Book』465頁以下参照。

(119) ブーヴィーヌの戦いについては『Poole・Domesday Book』467頁以下参照。

でも、時代を分ける重要な戦いとなった。すなわち、これは神聖ローマ皇帝オットー四世の没落を決定づけるとともに、神聖ローマ帝国それ自体のフランス地域における声望を失墜させた。逆にフランス・カペー王家はフランス国内における威信を著しく向上させる。フィリップ王が尊厳王 (Auguste) と尊称されるのは、こうしてフランスを欧州の大国に押し上げた功績によるものである。

このブーヴィーヌにおける連合軍の敗北の結果、ジョンは、自らが敗れたわけでもないのに、北フランスの所領奪還の夢を断念せざるを得ないことになった。その結果、ジョンとフィリップとの間で、2014年9月18日、シノン城で休戦協定 (Truce of Chinon) が締結された。この協定で、ジョンは、フィリップにアンジュー、ポワチエ及びブルターニュを割譲し、かつ60,000ポンドの賠償を行い、それによって5年間の休戦を購うことになる<sup>(120)</sup>。当然、ジョンとしては、その休戦期間を利用して、大勢を立て直し、再度北フランス領の奪取を試みるつもりであったにちがいない。

## 6 ジョンと大憲章に始まるイングランド内乱

### (1) 大憲章

ジョンの予定を根底から覆したのは、本拠地イングランドにおける内乱の勃発である。

ジョンに対しては、イングランドにおいても、その即位当時からバロンの間に反対勢力が存在していた。特に北部バロンは対フランス遠征軍のための軍役代納金の支払いを拒絶していた。ブーヴィーヌの戦い後は、ジョンに対する批判が広範かつ公然たるものとなってくる<sup>(121)</sup>。

(120) シノンの休戦条約については『Poole・Domesday Book』465頁以下参照。

(121) 北部でジョンに対する抵抗が強まったことについては、『Holt・Magna Carta』218頁参照。

ジョンとしては、フランスとの戦いが優先されるため、イングランド内の紛争はできるだけ、話し合いで解決したかったはずである。また、ジョンは、この当時、教皇から、王国の安全と平和を確保する為、できるだけのことをするよう、勧告されていた。ジョンは、戴冠式の誓約 (coronation oath) の再確認を行うというある種の約束を、破門解除の際にしていたようである<sup>(122)</sup>。誓約の再確認は、ラングトンの要請に基づく可能性もある。なぜなら、戴冠式の誓約の、荘重な第1項は、教会を平和に維持するという約束であったからである<sup>(123)</sup>。

それからクリスマスまでに、バロン達は組織的に共同して「エドワード証聖王の法 (Leges Edwardi Confessoris)」、すなわちノルマン征服以前のアングロ＝サクソン慣習法と、「ヘンリー一世の戴冠憲章」の確認を求め、王は逆にバロンが彼に対して誠実宣誓を行うことを求めるようになった。1215年1月6日に、ジョンは反対派と正式な交渉に入らざるを得なかった。この時までには反対派は、一つの組織に纏まり、盟約団 (Conjuratio) と称していた<sup>(124)</sup>。

しかし、この1月にロンドンで行われた盟約団との話し合いは、手

(122) 戴冠式の誓約の再確認が要求されたことについては『Holt・Magna Carta』219頁参照。ジョンは、自身の戴冠式においては誓約を与えていない。しかし、ノルマン・アンジュー王家の歴代の王の多くは、初代のウィリアム征服王以来、戴冠式の際に家臣に対して誓約を与えることが多い。諸王の誓約内容は、基本的にはエドワード証聖王の法 (ノルマン征服以前の法慣習) の尊重である。特に、ヘンリー一世、スティーヴン及びヘンリー二世は、戴冠式の誓約を戴冠憲章として公布している。それらは、William Sharp McKechnie “Magna Carta: A Commentary on the Great Charter of King John” James Mackrehouse and Sons, 1914年刊 (以下、同書は『McKechnie・Magna Carta』と略記する。) 481～485頁に収録されている。

(123) ジョンに対する戴冠式の誓約の再確認がラングトンの要請であるという点については、『Holt・Magna Carta』219頁参照。本文に述べた記述に照らし、ホルトの述べている、教皇との関わりでの戴冠憲章も、本文後述のバロンの要求するものであるヘンリー一世のものであると推定できる。

(124) ブーヴィーヌの戦い以降の変化については、『Holt・Magna Carta』222頁参照。

詰まり状態になったため、ジョンは復活祭の次の日曜日（この年の場合は4月26日）に、改めてノーザンプトンで会合し、彼らの要求に応じるかどうか回答することとした。その代償として、バロン達に安全通行権を認めた。この延期期間を利用して、両派はいずれもローマに働きかけた。しかし、当時はイングランドとローマの間は、片道30日が必要だった<sup>(125)</sup>。したがって、ローマからの指示は、現地情勢から2ヶ月もずれたものとなった

3月19日付けの3通の書簡で、イノケンティウス三世もまた、紛争を、なんとか話し合いで解決しようと試みている。

「彼はジョンに宛てた手紙で、バロン達の十分に根拠のある請願を聞き、彼らを適切に扱うよう求めている。バロン達に対しては、彼は軍事力によって王に主張を押しつけていた盟約団と陰謀を荒々しく非難した。そのような盟約を今後は放棄しなければ破門するとした。バロン達は、無礼な方法ではなく、王の名誉を、敬意を持って守りながら、彼らが持つあらゆる要求をしなければならぬとされた。ラングトンには、国王と反対派の調停に失敗したとして、激しい叱責の言葉が送られた。」<sup>(126)</sup>

これを見る限り、ジョンの行った教皇への封土の献納という奇手が、対フランス戦ばかりで無く、この内乱においても十分に威力を発揮していることを知ることができる。これ以降も、教皇はジョン以上に反乱バロンに対して厳しい姿勢をとり続けることになる。

ノーザンプトンに、バロン側は武装して集合した。このため、ジョンは行かなかった。ただ、安全通行権の期間を5月28日まで延長し、カンタベリ大司教ラングトンの仲介により話し合いに出席する者にこれを適用するとした。その後も、大司教やペンブルック伯を仲介者として会談や交渉が繰り返されたが成功しなかった。バロン達が、この

(125) 1月の話し合いとその後については、『Holt・Magna Carta』227頁参照。

(126) 教皇からイングランドに送られた手紙については、『Holt・Magna Carta』229頁より引用。

間に何を要求したのかについての記録は、残っていない。それに対して、ジョンの主張については、5月9日の証書 (Charter)、5月10日の開封証書 (Letter Patent)、5月29日付けの教皇に宛てた書簡などによって、比較的よく残っている<sup>(127)</sup>。

事実として、バロン側は5月5日、王に対して誠実破棄の宣言 (renounce of fealty) を行った<sup>(128)</sup>。これに対し、王は5月12日にバロン達の領地の差押を各州長官に命じ、ここにイングランドは内乱状態に陥ったのである。

5月17日日曜日、ロンドン市民の多くがミサに出席中に、市民の一部の協力を得て、バロン達はロンドンを奇襲し、占領したため、状況は一気にバロン側も有利なものとなった。この結果中立を保っていたバロンからも、王に反対する勢力に与するものが続出した<sup>(129)</sup>。

このため、王もさらなる譲歩の必要を認識し、5月29日にローマから教皇特使が到着したことから、その仲裁により5月末から交渉が再開された<sup>(130)</sup>。バロン側からは「バロン達の諸条項 (the Articles of the Barons)」が提出され<sup>(131)</sup>、王による承諾を経て、ロンドン西方約40kmにあるテムズ河畔のラニーミード (Runnymede) で、大憲章 (magna carta) が王によって承認されたのである (以下、他の大憲章と区別するため「1215年大憲章」と呼ぶ)<sup>(132)</sup>。

(127) 4月26日以降の交渉状況については『Holt・Magna Carta』232頁参照。

(128) バロン達の誠実破棄の宣言については、『Holt・Magna Carta』235頁参照。

(129) バロン達のロンドン奇襲については、『Holt・Magna Carta』241頁参照。

(130) 教皇特使の到着については、『Holt・Magna Carta』242頁参照。

(131) バロン達の諸条項については、『Holt・Magna Carta』245頁参照。ホールトによると、これは、会談の両当事者によって作成され、国王の書記の一人が書いたものであるという。

(132) 大憲章は、一般に6月15日に成立したとされるが、ホールトに依れば、おそらく6月10日であるという。6月15日とされるのは、それが6月10日に発された休戦協定の最終日だったからだという。当時の年代記に依れば、大憲章が決定された日は6月18日から23日まで様々で、15日としているの

その内容の概要を紹介すると、全体は七の部分に分けることが出来ると言われている<sup>(133)</sup>。

1. 王の封建関係に基づく直接受封者に対する搾取の歯止め規定  
これが大憲章の中心となる規定である。ウィリアム二世以来もっとも問題の大きかった相続上納金の制限を定めた第2条、軍役代納金等の制限を定めた第12条、バロン側の課税同意権を定めた第14条などがその代表である。
2. 王のその他の手段に基づく財政的搾取の歯止め規定  
王の所有する債権の取り立て制限を定めた第9条、第10条、罰金徴収の限度を定めた第20条～第22条などが代表的な規定である。
3. 王に対する司法制度の健全運営義務づけ規定  
裁判の開催される場所及び日を特定した第17条～第19条などが代表的な規定である。上記罰金刑に関する限度規定は、司法制度の健全運営義務づけ規定の一環としても読むことができる。
4. 王の行政機構に対する義務づけ規定  
王の役人による物資徴発を規制した第28条、第30条、第31条、国王御料林に関する第44条、第47条、第48条などがこれにあたる。このうち、御料林に関する規定は、1217年大憲章で、本体から分離されて詳細化され、御料林憲章として独立した。
5. 王のバロン・騎士以外の社会階層に対する義務づけ規定  
都市の自由を保障した第13条等、一般の自由人に対する様々な自由を保障した第16条等がその代表的な規定である。
6. 王の過去の違法な搾取行為の取消撤回規定  
第49条以下の規定のほとんどがそれに該当する。そして、この規定の解釈をめぐる、結局この大憲章は破棄されることになる。

---

はウエンドーヴァ (Roger of Wendover) だけだという。『Holt・Magna Carta』247頁以下参照。

(133) 大憲章の分類には、様々な説があるが、ここでは『城戸・マグナカルタ』70頁以下に準拠している。

## 7. 王に対する大憲章遵守義務保障規定

これに該当するのは第61条一条だけで、第6のグループの規定の順守状況を25人のバロンで構成される委員会が判定する、というものである。

このうち1及び2は明らかに財政問題である。司法制度の運営は国王の重要な財源であるから、3も本質的には1、2と変わらない。4は1、2、3の担保規定であるに過ぎない。したがって、5が若干異質なだけで、後はすべてジョンの財政活動に関連する規定で埋められていることになる。

大憲章は、今日の我々から見ると、歴史的な最重要文書である。しかし、ジョンとすれば、歴代の王、特に父ヘンリ二世が行った戴冠憲章の再確認の一つという意識であったはずで、特別のものとは思っていなかったに違いない。

大憲章が歴史的に重要なものとなったのは、ジョンはヘンリー一世の戴冠憲章の再確認を要求されたのに対して、ジョンの子、ヘンリ三世の1216年大憲章、1217年大憲章、1225年大憲章、そしてジョンの孫のエドワード一世の1297年大憲章に代表されるように、王と家臣の間でトラブルが生じると、ヘンリの戴冠憲章ではなく、ジョンの大憲章の再確認という建前の下で、それぞれの時点に合致した自由の要求が行われるように変化したからである。さらに、1225年大憲章が、成文法典(Statute Book)で最初に印刷された法典になった<sup>(134)</sup>という、ある意味、偶然の要素に掛かっていたのである。

### (2) 内乱の勃発

大憲章が調印されると、1215年6月19日にバロンは王に対して臣従礼を行った<sup>(135)</sup>。ジョンの政府は、これに応じて直ちにそれに具体的効果を与えるための諸活動を行った。すなわち、書簡が各州長官その他

(134) 大憲章が歴史的な重要性を持つに至った理由が、最初の成文法典化にあったという点については、『Maitland・Constitutional History』16頁参照。

(135) 6月19日の臣従礼については『Holt・Magna Carta』252頁参照。

の王室官僚の下に送付され、王とバロン達の間には平和が訪れたことを公に読み上げた。大憲章52条は王がバロンから不法に剥奪した権利や財産をすべて元に戻すことと定めていたが、その措置は直ちに実行された。こうした証拠から見ると、王が真剣に平和を追求したことは明らかと考えられる<sup>(136)</sup>。前述のとおり、ジョンとしては対仏戦の準備を固めるため、国内の安定を早急に希求していたのである。

バロン達は、そうではなかった。

「権力を握ると、彼らは、能力を超えた立場に置かれた男達に共通する卑小さと傲慢さを露呈した。彼らは、平和の遵守について王が望んだあらゆる保障を拒否することにより、忠誠の誓いを破った。そして、このことは司教たちによる正式な抗議の対象であった。彼らはラニーミードの協約を守るつもりはなかったように見える。北部住民の何人かは、交渉が終了する前に会場を去り、彼らが出席していなかったという口実の下に、自らの城を強化し、敵対行為を開始し、王室の荘園を破壊した。他の者は、憲章の規定を実行しようとした王室官僚を妨害し、冷遇した。」<sup>(137)</sup>

要するに、バロン達が実際に目指していたのはジョンを排除することで、彼らにとって大憲章は、単にその手段として、ジョンに対し受諾しがたい要求を突きつけることにあった。したがって、予想に反してジョンがそれを受諾しても、それが彼らにとって、誠実に遵守すべき規範に変わるわけでは無かったのである。

他方、教皇イノケンティウス三世は、基本的にバロン側に対して大変批判的であった。大憲章が最終的に調印される直前の6月18日付けで教皇が書いた手紙では、大司教及び司教に対し、バロンが8日以内に王に従わない限り、破門するように求めていた。それに引き続いて

(136) 王が大憲章に実効性を与えようと積極的に活動したことについては『Poole・Domesday Book』477頁参照。

(137) バロン側が大憲章遵守の意図がなかったことについては『Poole・Domesday Book』477頁より引用。

7月7日に書かれた手紙では、更に強く、王に対して反乱を起こしている者及びその共謀者、幫助者をすべて破門にするとしていた。

ただ、ラングトン大司教が破門を実行することに消極的であったため、これらの手紙は直ちには効果を発揮せず、9月になって教皇特使のパンドルフ (Pandulf Verraccio) 等によって停止され、教皇自身も11月4日にそれを追認した。しかし、重要なことは、イングランドにおける最近情勢を完全に知らされると、教皇は、和解全体が単に不道徳で下劣であるばかりではなく、違法かつ不当であるとして、教皇教書 (papal bull) により、8月24日、大憲章は無効であり、直ちに破棄されるとしたことである (Pro rege Johanne)。同日、教皇は直接バロン達に向けてその行動を咎める手紙を書いた。そして12月16日に書いた手紙では、具体的に名前を挙げて30人を破門にした<sup>(138)</sup>。

しかし、イングランドでは、その教書の届く遙か以前に内乱に突入していた。ジョンの排除に失敗したバロン達は、次第に純然たる革命を起こすことを考え、9月、ジョンを廃位することを決意し、代わってフランスのフィリップ王の子、ルイ (Louis) を王に推戴することを決めた<sup>(139)</sup>。ジョンの姉エレノアの娘であるブランシュ (Blanche de Castille) の夫として、ルイにはイングランド王位継承権があったからである。しかし、フィリップやルイは、なかなか英仏海峡を越える行動に出ようとはしなかった。

その9月には、ジョンはドーヴァーやカンタベリにいて、大陸から傭兵を呼び寄せて軍事体制を強化し、反乱したバロン側に対する軍事行動を展開していた。バロン達の拠点のうち、ロンドンへの道を塞ぐ要衝であるロチェスタ (Rochester) だけは頑強に抵抗した。しかし、ロン

(138) 教皇がバロンを破門し、大憲章を無効としたこと等については『Poole・Domesday Book』478頁以下参照。

(139) フランス王太子ルイをバロン達が王に推戴した大きな理由は、その妻ブランシュ (Blanche de Castille) が、ヘンリ二世の子であるエレノアの子 (つまりヘンリの孫) で、イングランド王位継承権を有していたためである。『Poole・Domesday Book』483頁参照。

ドンにいるバロン達の動きは不活発だった。彼らはルイに緊急メッセージを2回送り、ジョンに3回交渉の申し入れはしたが、ロチェスタ救援の試みは、中途半端なものを一回しただけだった。結局、7週間にわたる籠城の末、11月3日、ロチェスタは遂に降伏した<sup>(140)</sup>。



(140) ロチェスタの攻囲戦については『Poole・Domesday Book』480頁参照。

ロチェスタだけが、ジョンが深刻な抵抗に遭った唯一の城であった。ジョンは12月19日にセントオールバーズ (St. Albans) を出発した。クリスマスにはノッティンガム (Nottingham) に到達し、新年にはヨーク (York) にいた。1月14日にはバーウィック (Berwick) に到着し、そこで9日間掛けて、北部のバロンと同盟して侵入してきたスコットランド王アレキサンダー二世 (Alexander II) を撃退した。そこからリンカン (Lincoln) を抜けて南部に戻り、3月にはロンドン近郊のハートフォード (Hertford) に至った。これは驚異的な進軍速度である。これが可能になったのは、ジョンの軍が進撃すると、町は門を開き、城は包囲されると抵抗の気配も見せずに降伏したからである<sup>(141)</sup>。

このように反乱の討伐がスムーズに進んだのは、基本的にジョンの軍事能力が、イングランド人に恐れられており、誰もが彼との正面衝突を避けようとしたためと思われる。それに加え、ジョンが反乱者に対して厳罰を科さなかった点が大きい。復讐のための復讐は、ジョンの方法では無かった。彼は、それよりは財政を潤すことを好んだ。

「多くの騎士やバロンの名が、許可料録に記録されているが、それによれば、通常10～100マルクの範囲の穏当な金額で、時には乗馬1～2頭を金銭に加えることで、王の善意を購入したとされている。彼らは、将来にわたる忠誠心を担保するために1人ないしそれ以上の人質を差し出した。ロチェスタその他の場所の包囲で捕らえられた囚人は身代金が必要だった。〈中略〉王は、当然、反逆者から彼らの土地を没収した。しかし、彼らが再び忠誠を誓った場合には、大きな困難もなくそれを回復することができた。非常に多くの回復の申し出があったので、尚書部により、それを取り扱うための共通型の令状が考案された。ジョンの統治の最後の数か月と彼の後継者の最初の数年間に、何百ものその令状が発行された。内戦による不動産の保有権に関する混乱は明らかに巨大な

(141) 北部の攻略については『Poole・Domesday Book』480頁参照。

ものであり、したがって、復元は必然的に緩慢なものとなったのである。」<sup>(142)</sup>

この記述で驚くべきは、内乱が生じているにも拘わらず、ジョンの築いた行政機構が健全に機能して、許可料録などがきちんと記録されていたことであろう。ただ、財務府については、バロンがウェストミンスターを占拠していた間については、記録が一部欠落している。すなわち、会計記録は大憲章が調印される2ヶ月前の1215年の復活祭（4月19日）までは、通常の形式で記録されている。その後についても、18の断片的な記録が存在しており、内乱中も財政機構が完全に活動を停止していたわけではないことを示している<sup>(143)</sup>。

こうしてジョンは、わずか3ヶ月で、反乱したバロンの支配地域を完全に回復し、残るは彼らの本拠地ロンドンを攻略するだけとなった。

### (3) フランスの侵略

この段階になって、ようやくフランス王フィリップとその息子ルイは、ジョンとの休戦協定を破って、イングランドに侵攻することを決めた。

この時、ジョンに最初の不運が襲った。フランスからの侵略を防ぐために、テムズ河の河口に展開されていた21の港市の船舶が、嵐のために、その多くが沈み、無事な船もちりぢりになってしまったのである。その結果、フランス艦隊は妨害されることなく海峡の横断に成功し、1216年5月21日、ルイは大軍を率いてイングランドに上陸した。やむを得ず、ジョンはウィンチェスタに後退し、反乱バロン達はイングランド南東部で彼らの影響力を回復した<sup>(144)</sup>。

しかし、外国人の侵略者を迎え入れ、教会によって破門されている

(142) 反乱者の処遇については『Poole・Domesday Book』481頁より引用。

(143) 会計記録等の残存については『Poole・Domesday Book』482参照。

(144) ルイのイングランド上陸については『Poole・Domesday Book』484頁参照。

バロン達は、イングランド人に人気がなかった。五港市のバロン達<sup>(145)</sup>は、表面上、ルイに忠誠の誓いを立てたが、実際にはジョンに対する忠誠を堅持し、フランスの海運に多大な損害を加えた<sup>(146)</sup>。

夏の終わりには、ジョンは西部を押さえ、ウェイルズの国境に軍を集めていた。そして、9月には最後の攻勢を掛けるに至った。この段階で再び、ジョンに立て続けに不運が襲った。まず、10月9日に彼自身が赤痢にかかってしまったのである。それでも彼のエネルギーは衰えず、一日に数十マイルを走破し、かつ寝る前に様々な行政上の指示を行う余力があった<sup>(147)</sup>。

この段階で、ジョンに三度目の不運が襲った。彼の本隊とは別に、旅の資財総てを運んでいた輜重隊が、遭難して全滅したのである。今日ネネ川 (River Nene) として知られている川の、ウォッシュ (The Wash) と呼ばれる幅4マイル半もある河口を、干潮時に横断しようとして、流砂に巻き込まれて動きがとれなくなったところに潮流が押し寄せたため、人も物資も総て押し流され、一人の生存者も出ないという事件であった。

10月12日にこの知らせを受けて気力を欠いたのか、ジョンは発熱した。しかし、その後も無理に進軍を続けたため、遂に馬にも乗れないほどに衰弱した。それでも、彼は最後まで意識は明晰で、日々の仕事

(145) 五港市 (Cinque Ports) とは、W.S. マッケクニ著・禿氏好文訳『マグナ・カルターイギリス封建制度の法と歴史—』ミネルヴァ書房1999年刊新装版260頁欄外訳注1によると、次の様な存在である。「五港市は、ウィリアム征服王の時代に既に存在した Dover, Sandwich, Romney, Hastings 及び Hythe の五港であり、ジョン王の治世の頃には Winchelsea と Rye が加わったが、それでも『五港市』の名称が用いられた。また『バロン』と呼ばれたのは、これらの港市が海軍力を持ち、王の求めによって海軍による軍事的奉仕を提供したことから、これらの港市の指導的市民がそう呼ばれたのであって、この場合、王の受封者という本来の意味ではない。」

(146) 侵略軍等の不人気については『Poole・Domesday Book』484頁参照。

(147) ジョンが赤痢に罹患したことについては『Poole・Domesday Book』485頁参照。

に取り組み、彼の王国と彼の死後の家族の安全を確保する策の立案を、教皇特使グアロ、ウィンチェスタ司教ロッシュ (Peter des Roches)、ペンブルック伯ウィリアム・マーシャル等の重臣と行っていた。そして、1216年10月18日、ニューアーク (Newark) で遂に病没したのである<sup>(148)</sup>。

彼の遺体は、ウスター (Worcester) にある彼の守護聖人である聖ウルフスタン (St. Wulfstan) を祭った大聖堂に葬られた<sup>(149)</sup>。

[終わりに]

ジョンの能力について、わが国では次の様に言われたりする。

「ジョンが行政的実務能力にすぐれていたことは、司法面・行政面における彼の活発な活動から証明されるが、彼には性格上の欠陥があり、また軍事的才能にとぼしく家臣の信望をつなげなかった。」<sup>(150)</sup>

この評価の後半は、妥当ではないと考える。

軍事的才能について言うならば、ジョンという人物の興味ある点は、兄リチャード等と違って、歴史に名を残すような大きな戦いへの直接参加は、全生涯を通じてみても、ミルボアの戦いに尽きると言う点である。したがって、彼は大きな戦場で勝利することは、当然ほとんど無かった。しかし、そもそも戦場において勝利するには、相手が勝利できると考えて彼に挑んでくる必要があるであろう。ところがジョンの場合、2014年のポワチエ侵攻時や2015年の内乱時の遠征に典型的に見られるように、彼が進撃すれば、敵は城門を開いて降伏することが圧倒的に多かったのである。2015年の内乱であれば、反乱したバロン

(148) ジョンがウォッシュの事件を聞いたことについては『Poole・Domesday Book』485頁参照。

(149) ジョンの死については『Poole・Domesday Book』486頁参照。なお、聖ウルフスタンはノルマン征服後にも司教職にあった唯一のイングランド人で、1203年に教皇イノケンティウス三世により列聖されている。

(150) ジョンに対する評価は『青山・イギリス史1』252頁より引用。

達は、ロチェスタの攻城戦においてすら、ひたすらルイの来援を待っていて、自分たち自身はジョンとの直接戦闘を終始回避したのである。それだけ、ジョンの軍事的才能は、当時一般に恐れられていたと見るべきであろう。

彼が恐れられた理由は、その戦いの手段が、戦うことなく勝利できるだけの、徹底した戦略を展開したからであろう。その戦略が——特に騎士道という彼が本質的に理解していなかった要素によって——失敗すると、今度は戦い無くして敗れることになる。その代表が、フランス北部領の喪失やブーヴィーヌの戦いである。すなわち、一般に言われているところと異なり、彼は決して戦いは苦手ではなかったし、戦略的には勝利することの方が多かった。

彼の軍事的才能の今一つの顕著な現れが、築城である。彼は数多くの城の補強を手がけている。彼が補強を手がけると、その城は難攻不落のものに生まれ変わった。例えば、ドーヴァー城は、ルイの占領地域の中に孤立して存在していたが、どれほど攻められても落城せず、それどころか1217年8月24日のドーヴァー海戦 (Battle of Dover) の拠点となったのである<sup>(151)</sup>。シモン・ド・モンフォールの反乱後、その残党が立て籠もったケニルワース城 (Kenilworth Castle) も、ジョンが手がけた最強の城の一つであった。そのため、1266年6月に始まった包囲戦は、半年近く経っても落城の気配を見せなかった。やむを得ずヘンリ三世は、その包囲戦の途中でケニルワースに国民会議を召集し、反乱側の主張を大幅に受け入れたケニルワース宣言 (Dictum of Kenilworth) を10月31日に発せざるを得なかったのである<sup>(152)</sup>。こうした例は他にもいく

(151) ドーヴァー海戦では、計74隻からなるフランス艦隊にイングランド軍は40隻の小型艦の機動力を生かして攻撃した結果、フランスの旗艦を拿捕し、指揮官を捕虜にし、わずか15隻のフランス艦が逃げ帰るのに成功しただけ、という完勝だった。Maurice Powicke, "The Thirteenth Century, 1216-1307" Oxford University Press 2版 1962年刊 (以下、同書は『Powicke・The Thirteenth Century』と略記する。) 12頁以下参照。

(152) ケニルワース包囲戦と宣言については、William Stubbs "The

つか上げることが出来る。このような優れた築城能力を持つ者に、軍事的能力が欠けるとは言えないであろう。

臣下の信望を繋げなかった、という点についても妥当とは思えない。それまでのイングランド王の場合、それがヘンリー一世や二世、あるいはリチャードのように存命中は絶大な権力を揮った王の場合にも、その死と共に側近さえも逃散するのが常であった。しかし、ジョンの場合、臨終まで付き添い、その遺言を聞いたウィリアム・マーシャル以下の面々ばかりでなく、その際には遥か離れたドーヴァーにいた宰相バーク等でさえも、ジョンに対する忠誠は、その死後も揺るがなかった。特に、マーシャルの場合——彼の長男で同名のウィリアムは、1215年大憲章62条の定める25人の大憲章実施担当バロンの一人であったのだが——彼のジョンに対する忠誠は揺るがなかったのである。ジョンの死後、彼らはジョンの遺志に従い、わずか9歳のヘンリー三世を盛り立ててイングランド王位に就け、困難な闘いの末、ルイを追い落とすのに成功することとなる。

ジョンに対する忠誠の念は、側近だけではなく、前線の傭兵達にまで及んでいた。1215年大憲章に、非常に奇妙な規定が一つある。他の規定はすべて、一般的な表現をとっているのに対し、第50条だけは、理由を挙げることなく、次のように、個別具体的な人名を挙げて、その追放を求めているのである。

「朕は、ジェラルド・ド・アテー (Gerard de Athée) の一族を、執行職から完全に追放し、今後、彼らがイングランドにおいて、いかなる執行職をも保持しないようにするであろう。即ち、アンジェラルド・ド・シゴニエ (Engelard de Cigogné)、ピーター (Peter)、ギイ (Guy) およびアンドウルー・ド・シャンソー (Andrew de

---

Constitutional History of England: In Its Origin and Development, 第2巻” Oxford Clarendon Press1880年刊、104頁参照。ケニルワース城は、最終的に172日間というイングランド史上最長の籠城戦の末、食糧が尽きて、1266年12月13日に降伏した。

Chanceaux)、ギイ・ド・シゴニエ (Guy de Cigogné)、ジェフリ・ド・マーティニ (Geoffrey de Martigny)、および彼の兄弟、フィリップ・マーク (Philip Marc)、および彼の兄弟と彼の甥、および同人たちの血縁者全員を、である。」

彼らがどのような人物であったのかについては、ターナーによる研究が詳しい<sup>(153)</sup>。それによると、彼らの姓であるアテー、シゴニエ及びシャンソーは、いずれも今日の行政区分では、フランスのアンドル＝エ＝ロワール (Indre-et-Loire) 県、当時はアンジュー家の本来の領地であるトゥーレーヌに、相互に近接して存在している小村の名前である<sup>(154)</sup>。したがって、彼らはその村の出身者なのであろう。換言すれば、何の氏素性もない傭兵達であった。その無名の男達の能力をジョンは見抜き、イングランド各州の軍事指揮官として起用した。ターナーは、個々人について、内乱前後の時期の地位について詳細に研究成果を述べた後、次の様に要約している。

「彼らは廷臣でも政治家でもなく、バロンが怖れるに十分な理由がある、経験を積んだ兵士であった。」<sup>(155)</sup>

つまり、本条はジョンが国内の治安維持のために要衝に配置した有能な前線指揮官の追放を求めたものである。彼らもまた、ジョンの死後も彼に忠誠を尽くし、ヘンリ三世を支持して反乱バロン達と戦い続け、最終的な勝利を勝ち得たのである。

このように、ジョンは、単に有能な行政手腕を持つばかりでなく、その死後の非常に厳しい状況下でも、側近や兵士から離反されないほどに、人間としての魅力を有する人物だったといえよう。それに対し、マーシャルの長男に代表される多くのバロンは、どの時代においても、

(153) 50条に列記された人々に関する説明は、George James Turner, "The Minority of Henry III. Part I" Royal Historical Society New Series, Vol. 18 (1904), (以下、この論文は『Turner・Henry 3』と略記する。) 245-295頁参照。

(154) アテー等の村の所在については『Turner・Henry 3』251頁参照。

(155) ターナーの言葉は、『Turner・Henry 3』254頁より引用。

二つの勢力が対立すれば、その時々に応じて旗幟を替える<sup>(156)</sup>ので、そもそも永続的な忠誠を云々することは無意味である。

この様に見ると、ジョンの評価の最大の問題は、騎士道精神という奇妙な思想に左右されない、彼一流の合理的精神が、無知蒙昧な一般的な同時代人に必ずしも理解されず、現代人もそれに引きずられているという点に尽きるのでは無いかと思われるのである。

---

(156) マーシャルの長男の場合には、フランスが教皇領であるイングランドに対する侵略を理由に聖務禁止を再び発令された(『Turner・Henry 3』262頁)ため、ルイが一時的に帰国した直後の1217年3月に、イングランド王に忠誠を誓った。『Turner・Henry 3』263頁参照。また父マーシャルは、1217年5月20日のリンカンの戦い(Battle of Lincoln)で、ルイの軍を撃破しているが、この勝利の衝撃は大きく、これにより、わずか3ヶ月の間に、反乱軍に与していた150人以上のパロンが雪崩を打って、王党派に鞍替えをした。Maurice Powicke, "The Thirteenth Century, 1216-1307" Oxford University Press 2版 1962年刊12頁参照。

